

令和7年度 行政書士試験 解答・解説



<目次>

令和7年度 行政書士試験<解答一覧>	2
令和7年度 行政書士試験問題	5
令和7年度 行政書士試験解説	29

令和7年度 行政書士試験

<解答一覧>

法令等（5肢択一式）

問題1	3	問題11	1	問題21	4	問題31	2
問題2	4	問題12	4	問題22	5	問題32	2
問題3	4	問題13	2	問題23	2	問題33	3
問題4	5	問題14	1	問題24	2	問題34	4
問題5	5	問題15	3	問題25	3	問題35	3
問題6	5	問題16	5	問題26	4	問題36	1
問題7	4	問題17	1	問題27	3	問題37	5
問題8	2	問題18	5	問題28	3	問題38	5
問題9	1	問題19	3	問題29	5	問題39	4
問題10	1	問題20	4	問題30	5	問題40	3

法令等（多肢選択式）

問題41	ア	5	イ	10	ウ	19	エ	13
問題42	ア	3	イ	6	ウ	19	エ	16
問題43	ア	4	イ	11	ウ	20	エ	15

資格★合格フシール

法令等（記述式）

問題 44

<解答例>

10

15

委	員	の	除	斥	規	定	に	違	反	し	た	こ	と	を
主	張	し	て	、	Y	市	を	被	告	と	し	て	、	裁
決	の	取	消	し	の	訴	え	を	提	起	す	べ	き	。

(45字)

問題 45

<解答例>

10

15

夫	婦	の	日	常	の	家	事	に	関	す	る	法	律	行
為	の	範	囲	内	に	属	す	る	と	信	じ	る	に	つ
き	正	当	の	理	由	が	あ	る	場	合	。			

(42字)

問題 46

<解答例>

10

15

事	務	管	理	の	継	続	規	定	を	根	拠	に	継	続
し	な	け	れ	ば	な	ら	な	い	。	ま	た	、	有	益
な	費	用	と	し	て	償	還	請	求	で	き	る	。	

(44字)

一般知識等（5肢択一式）

問題 47	2	問題 51	3	問題 55	3	問題 59	4
問題 48	2	問題 52	5	問題 56	1	問題 60	1
問題 49	3	問題 53	5	問題 57	5		
問題 50	2	問題 54	2	問題 58	4		

※ この模範解答は、令和7年11月9日午後7時30分現在の解答であり、今後変更になる場合もありますのでご了承下さい。

※ この模範解答は、クリアール行政書士講座事務局が独自に作成したものであり、本試験の結果等につきましては一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。

令和7年度 行政書士試験問題

問題1・58～60については、著作権の関係から掲載しておりません。

令和7年度 行政書士試験問題

試験開始の合図があるまで開いてはいけません。
 答案用紙の氏名、受験番号、生年月日が正しく記入やマークされていないと採点できなくなります。その場合、欠席者とみなされ、合否通知書が送付されません。
 特に受験番号は、必ず受験者本人の受験番号を記入しているか、受験票で確認してください。

- (注意事項)
- 1 問題は1ページから50ページまで60問あり、時間は3時間です。
 - 2 解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
 - 3 答案用紙への記入およびマークは、次のようにしてください。
 ア 氏名は必ず記入してください。
 イ 受験票の受験番号および生年月日を、所定欄に横書きし、該当箇所をマークしてください。

ウ 択一式(5肢択一式)問題は、1から5までの答えのうち正しいと思われるものを一つ選び、マークしてください。二つ以上の解答をしたものや、マークが複数あったり、細かたり等、判読が困難なものは誤りとなります。

<択一式(5肢択一式)問題の解答の記入例>

問題1 日本の首都は、次のうちどれか。

1 札幌	①	②	③	④	⑤
2 東京	①	②	③	④	⑤
3 名古屋	①	②	③	④	⑤
4 京都	①	②	③	④	⑤
5 大阪	①	②	③	④	⑤

問題1 日本の首都は、次のうちどれか。

エ 択一式(多肢選択式)問題は、枠内(1～20)の選択肢から空欄「ア」～「エ」に当てはまる語句を選び、マークしてください。二つ以上の解答をしたものや、マークが複数あったり、細かたり等、判読が困難なものは誤りとなります。

<択一式(多肢選択式)問題の解答の記入例>

問題2 次の文章の空欄「ア」～「エ」に当てはまる語句を、枠内の選択肢(1～20)から選びなさい。

.....ア.....イ.....ウ.....エ.....

1.....2.....3.....4.....5.....6.....7.....8.....9.....10.....
 11.....12.....13.....14.....15.....16.....17.....18.....19.....20.....

ア	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳
イ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳
ウ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳
エ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳

オ 記述式問題は、答案用紙裏面の解答欄(マス目)に記述してください。

問題2 裁判員制度に関する次の記述のうち、裁判員法*の規定に照らし、誤っているのはどれか。

- 1 裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、くじその他の作爲が加わらない方法で選任される。
- 2 一定の事由があれば、検察官、被告人または弁護人は、裁判所に対して、選任された裁判員の解任の請求をすることができる。
- 3 裁判員は、地方裁判所で行われる一定の刑事裁判の訴訟手続に参加する。
- 4 裁判員の関与する判断は、合議体を構成する裁判官の意見を聞いた上で、裁判員の過半数の意見によって行われる。
- 5 裁判員が、その関与する判断のための評議の秘密を漏らしたときは、当該裁判員は、刑罰を科される。

(注) * 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

問題3 法の下下の平等に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものとはどれか。

- 1 尊属殺を通常殺の殺人よりも高度の道義的非難に値するものとみなし、その刑罰を通常殺の殺人よりも加重する規定については、社会的身分による差別を行うものとして、通常よりも厳格な基準でその合憲性が審査されなければならない。
- 2 所得税の賦課・徴収に際して、給与所得者と自営業者等との間で異なる取り扱いを行う法律の規定については、立法者の裁量を広く認めることができる。
- 3 女性のみにも再婚禁止期間を定めた民法の規定の合憲性を判断する際には、性別による差別が憲法24条にいう個人の尊厳と深く関わるため、性別以外による法的取り扱いの違いに比べて厳格な基準で審査が行われなければならない。
- 4 子にとつて自ら選択・修正する余地のない事柄を理由にその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、権利を保障すべきだという考えが確立されてきており、嫡出でない子の法定相続分を差別する規定の合憲性は失われている。
- 5 憲法25条の定める生存権は個人の尊厳と密接に関係する権利であり、これに関係する法的取り扱いの違いの合憲性については、立法者がその裁量を論議していいいか厳格かつ慎重に審査されなければならない。

問題4 取材・報道の自由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 公正な刑事裁判の実現を保障するために、報道機関の取材活動によって得られたものが証拠として必要と認められるような場合には、取材の自由がある程度の制約をこうむることとなってもやむを得ない。
- 2 報道機関の取材の手段・方法が一般の刑罰法令に触れなくとも、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等、法的秩序全体の精神に照らし社会観念上是認できない態様である場合には、正当な取材活動の範囲を逸脱する。
- 3 不法行為の成立を前提としない反論権は、特に公的事項に関する批判的記事の掲載をちゅうちょさせ、憲法が保障する表現の自由を間接的に侵す危険に及ぶおそれがあるおそれも多く存し、当然に認められるものではない。
- 4 報道の公共性、報道のための取材の自由に対する配慮に基づき、司法記者クラブ所属の報道機関の記者に対してのみ法廷におけるメモの採取を許可したとしても、法の下下の平等には反しない。
- 5 報道関係者の取材源は、それがみだりに開示されると将来の自由で円滑な取材活動に一定の支障を生じうるが、公正な裁判の実現のためには取材源を明らかにする必要があり、民事訴訟法上の証言拒絶が認められうる職業の秘密には該当しない。

問題5 国会の召集に関する次の文章の空欄ア～エに当てはまる語句の組合せとして、妥当なものとはどれか。

憲法は、国会についてア制を採用し、内閣がその召集を実質的に決定する権限を有するものとした上で、52条、53条及び54条1項において、常会、イ会及びウ会の召集時期等について規定している。そのうち憲法53条は、前段において、内閣は、イ会召集決定をすることと規定し、後段において、いずれかの議院の総議員の4分の1以上によるイ会召集要求があれば、内閣は、イ会召集決定をしなければならない旨を規定している。これは、国会と内閣との間における権限の分配という観点から、内閣がイ会召集決定をすることとしつつ、これがされない場合においても、国会のアを開始して国会による内閣の根幹に関わる広範な権限の行使を可能とするため、各議院を組織する一定数以上の議員に対してイ会召集要求をする権限を付与することと、このイ会召集要求がされた場合には、内閣がイ会召集決定をする義務を負うこととしたものと解されるのであって、個々の国会議員のイ会召集要求に係るエを保障したものと解されない。

(最一小判令和5年9月12日民集77巻6号1515頁)

	ア	イ	ウ	エ
1	会期	特別	臨時	権限又は権能
2	立法期	臨時	特別	権限又は権能
3	会期	特別	臨時	権利又は利益
4	立法期	特別	臨時	権限又は権能
5	会期	臨時	特別	権利又は利益

問題6 内閣総理大臣に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 内閣総理大臣は、大日本帝国憲法では内閣の首長と位置づけられていたが、実際の運用では、他の国務大臣と対等な地位にあるものとして扱われていた。
- 2 内閣総理大臣は、衆議院議員の中から国会の議決により指名されるが、衆参両院で指名の議決が異なった場合には、衆議院の議決が優越する。
- 3 内閣総理大臣に事故のあるときは、予め指定された国務大臣が臨時にその職務を行使できないうと解されている。
- 4 国務大臣は、内閣総理大臣の同意がなければ、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された国務大臣は、内閣総理大臣の要求があれば、会期中これを釈放しなければならぬ。
- 5 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

問題7 法令の形式に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 皇室典範は、皇室会議が定める規則であるが、憲法の授權により、皇位の継承や摂政など、本来は法律で定めるべき事項を規定することができる。
- 2 衆参各議院の規則は、会議その他の手続及び内部の規律に関する事項を広く規定しており、本会議における議事や議決の定足数、議事を非公開にするための要件などの議事に関する重要事項も、専ら各議院の規則が定めている。
- 3 憲法は、内閣が定める政令についてのみ、法律の委任を条件に罰則を設けることを認めているので、各省大臣が定める省令については、法律の委任によって罰則を設けることはできない。
- 4 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について規則を定める権限を有するが、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。
- 5 会計検査院は、憲法上独立性が保障された機関であることから内部組織に関する自律権が認められており、その組織・権限は専ら会計検査院自身が定める規則によって規定される。

問題8 行政行為（処分）に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものとはどれか。

- 1 瑕疵なく成立した授益的処分に於いて、事後の事情の変化を理由に講学上の撤回をすることは、かかる撤回ができる旨を定める明文の規定が法律または条例にあるときに限られる。
- 2 重人かつ明白な瑕疵を有する処分は当然に無効とされるが、処分の瑕疵が明白であるかどうかは、処分の外形上、客観的に誤認が一見看取し得るものであるかどうかにより決まる。
- 3 一定の争訟手続に従って当事者を手続に関与せしめ、紛争の終局的解決を図ることを目的とする処分であっても、当該処分をした行政庁は、特別の規定がない限り、当該処分を取り消すことができる。
- 4 既になされた授益的処分の取消について、講学上の職権取消しができるのは、当該授益的処分の成立時に違法があるときに限られ、不当があるにすぎない場合は除外される。
- 5 処分の成立時点において瑕疵があった場合、事後の事情の変化により当該瑕疵が解消するに至ったとしても、その瑕疵は治癒されることはなく、当該処分はそれと理由として取り消されるか、または当然に無効であるとされる。

問題9 行政罰に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものとはどれか。

- ア 財団法人の理事の就任に関する登記が法定期間内に行われなかったことに対して科される過料は、非訟事件手続法に基づく手続によって科されるが、中立性のある裁判所によって、当事者の陳述の機会を設けた上で科されるものであり、かつ即時抗告も可能であることから、憲法上の適正手続の要請に反しているとはいえない。
- イ カルテル行為を行ったことにより独占禁止法*違反被告事件において罰金刑が確定している者に対し、さらに独占禁止法の規定に基づき課徴金の納付を命ずることは、課徴金を課せられるべき違反者の行為を犯罪とし、それに対する刑罰として、これを課する趣旨でないことは明らかであるから、二重処罰の禁止には違反しない。
- ウ 所得税の確定申告において虚偽記載を行い所得税を脱税したことから、懲役刑と罰金刑を併科された者に対して、さらに重加算税を科すことは、重加算税が申告納税を怠った者に対し、その行為の反社会的ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として科せられるものでもあるから、二重処罰の禁止に抵触する。
- エ 刑事裁判において正当な理由がなく証言を拒んだ場合に、刑事訴訟法に基づき裁判官により秩序罰として科される過料と、同法に基づき通常の刑事手続により科される罰金は、法廷秩序の維持という点で目的が共通しているから、両者を併科することは許されない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

(注) * 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

問題10 行政行為の附款に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 行政行為は、行政行為に附款を付すことができる旨の法令の根拠が存在しない場合でも、裁量の範囲内で行政行為に附款を付すことができる。
- 2 行政行為は、行政行為について撤回権を留保する附款を付すことができるが、このような附款を付さなかった場合には、法令に根拠のない限り、行政行為を撤回することはできない。
- 3 行政行為の附款は行政行為の意思表示の一部を形成するものであるから、道路占用許可に付された使用料の納付などの負担を課す附款に違反した場合、当該占用許可は許可の時点に遡って無効となる。
- 4 道路の占用許可について、開始と終了の具体的な日付を示す附款は、講学上の「条件」に該当する。
- 5 行政行為の附款において、行政行為が負担として課すことができるのは作為義務に限られ、不作為義務を課すことはできない。

問題11 行政手続法が定める弁明の機会の付与に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 不利益処分の名宛人となるべき者として弁明の機会の付与の通知を受けた者は、代理人を選任することができる。
- 2 不利益処分の名宛人となるべき者として弁明の機会の付与の通知を受けた者は、行政行為に対し、弁明を記載した書面（弁明書）を提出する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。
- 3 弁明を記載した書面（弁明書）が提出された後、当該不利益処分に利害関係を有する者が当該弁明書の閲覧を求めた場合、行政行為は、正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 4 弁明を記載した書面（弁明書）の提出を受けた行政行為は、当該弁明についての調書及び報告書を作成しなければならぬ。
- 5 行政行為は、弁明を記載した書面（弁明書）が提出された後に新たな事情が生じたときは、弁明書を提出した者に対しその再提出を求めなければならない。

問題12 個人情報保護法*によれば、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が同法の定める一定の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができ（同法148条1項）、そして、当該事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（以下「命令」という。）ができる（同条2項）。

上記の勧告と命令に関する次のア～エの記述のうち、行政手続法の定めに照らし、妥当なものとの組合せはどれか。なお、上記勧告は処分（同法2条2号）ではなく行政指導であり（同条6号）、命令は処分であることを前提にする。

- ア 勧告は、命令を行う前に執られる弁明の機会の付与のための通知に該当する。
- イ 勧告に携わる者は、その相手方に対し、勧告の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。
- ウ 勧告を受けた者は、これに続く命令が個人情報保護法に規定する要件に適合しないと思料する場合、個人情報保護委員会に対し、行政手続法の定めに従って、当該命令をしないよう求めることができる。
- エ 個人情報保護委員会は、命令をする場合、その名宛人に対し、原則として、同時にその理由を示さなければならない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

(注) * 個人情報の保護に関する法律

問題13 行政手続法が定める申請に対する処分に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 行政庁は、申請を拒否する処分については申請者に対し当該処分の理由を告さなければならぬが、それは申請者からの求めがあった場合に限り、当該申請者の求める形で行えば足りる。
- 2 行政庁は、申請者に対し、当該申請にかかる審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないが、それは申請者の求めに応じて行えば足りる。
- 3 行政庁は、申請に対する処分について処分基準を定めなければならないが、その処分基準を定めるにあたっては、処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 4 行政庁は、申請を拒否しようとする場合には、当該申請者について意見陳述のための手続を執らなければならないが、その手続は原則として弁明の機会の付与で足りる。
- 5 行政庁は、申請がその形式上の要件に適合しない場合には、速やかに、当該申請者に対し相当の期間を定めてその補正を求めなければならないが、補正を求めることなく評認可等を拒否してはならない。

問題14 行政不服審査法の規定に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。
- 2 審査庁は、必要があると認めるときは審査請求人の代理人の選任を命じることができ、選任された代理人は、審査請求人のために、取下げを含めた当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。
- 3 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成しなければならないが、当該名簿を公にする必要はない。
- 4 処分についての審査請求は、複数人が共同してすることはできず、各自がそれぞれ審査請求をする必要がある。
- 5 処分の申請に対する不作為について審査請求をすることができる者は、申請者に限られることはなく、当該処分がなされることにつき法律上の利益を有する者も含まれる。

問題15 審査請求と再調査の請求との関係に関する次の会話の(ア)～(エ)のうち、妥当なもの組合せはどれか。

学生A： 今日行政不服審査法の定める審査請求と再調査の請求との関係について学んでいこう。

学生B： 再調査の請求は、処分庁自身がその処分を再度見直すための仕組みだね。

学生A： まず、行政処分について、(ア)処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができ、(イ)処分庁に対して再調査の請求を当然にすることができ、(ウ)再調査の請求は、(エ)再調査の請求は任意的なものである、(カ)再調査の請求ができる。

学生B： なるほど、実際には、租税や年金分野において多く提起されているようにだね。

学生A： そして、(イ)再調査の請求は任意的なものである、(カ)再調査の請求ができる場合でも、直ちに審査請求を提起することもできる。

学生B： じゃあ、再調査の請求と審査請求の両方を同時に提起できるのかな？

学生A： ちょっと待って…。どうやら、(イ)再調査の請求をすると、原則として、その決定を経た後でなければ審査請求はできないことになっている。

学生B： それでは、再調査の請求をしても、決定が出るのが遅れた場合にはどうなるのだろうか？

学生A： その場合でも、決定を経ることなく、審査請求をすることができる。(イ)～(エ)のような場合、行政不服審査法では、再調査の請求が棄却されたときのみならず、(イ)～(エ)になる。

学生B： なかなか複雑な仕組みだね。正しく覚えておこう。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題16 行政不服審査法が定める次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることをできる処分であるかどうかや不服申立期間等につき教示を求められなくても、利害関係人は処分の相手方以外の者であることから、当該事項等を教示する必要はない。
- 2 行政庁は、審査請求もしくは再調査の請求または他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分を書面ですべき場合、当該処分の相手方に対して、不服申立てができること、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てができる期間について、教示をしなければならぬが、口頭による教示も認められている。
- 3 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうかや不服申立期間等につき書面による教示を求められた場合であっても、これに代えて口頭により教示をすることができる。
- 4 処分庁により審査請求をすべき行政庁について誤って行政庁が教示された場合、誤って教示された行政庁に書面で審査請求がなされたときは、当該行政庁は、審査庁となるべき行政庁を改めて教示し、審査請求人に審査請求書を返送しなければならない。
- 5 処分庁が不服申立てをすべき行政庁につき教示を怠った場合、当該処分不服がある者は、処分庁に審査請求書を提出することができるが、処分庁以外の行政庁に審査請求ができる処分であるときは、処分庁は、審査請求書を当該行政庁に送付しなればならず、送付された場合、初めから当該行政庁に審査請求がされたものとみなされる。

問題17 抗告訴訟の対象に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものとはどれか。

- 1 関税定率法（当時）の規定に基づく輸入禁制品に該当する貨物と認めるのに相当の理由がある旨の税関長による通知は、いわゆる観念の通知と見るべきものであるが、当該通知があった場合には、輸入申告者は貨物を適法に輸入する道を開ざれるのであり、これは当該通知によって生ずるに至った法律上の効果と見るのが相当であり、当該通知は行政処分相当たる。
- 2 交通反則金の納付の通告は、通告を受けた者において通告に係る反則金を納付すべき法律上の義務を生じさせるものであるから、行政処分に当たるとする。
- 3 地方公共団体の水道事業において、水道料金を条例の適用範囲全域につき一律に値上げすることを内容とする水道給水条例が制定された場合、水道の利用者はいかる条例の施行によって値上げされた水道料金の支払義務を負うこととなるため、当該条例の制定行為は行政処分に当たるとする。
- 4 登録免許税を過大に納付して登記を受けた者が、登記機関に対して税務署長への還付通知を行うように登録免許税法に基づいて請求した場合、当該通知を拒否する旨の登記機関による通知は、登記等を受けた者の手続上の地位を否定する法的効果を生じないため、行政処分に当たらない。
- 5 都市計画法に基づく都市計画決定としてなされる工業地域指定は、これによって当該地域内において、建築物の建築を制限する法的効果が土地所有者等に対して生じることとなるため、具体的な権利侵害を伴うものであるから、行政処分に当たるとする。

問題18 処分取消訴訟の出訴期間について定めた下記の規定に関する次の記述のうち、法令および最高裁判所の判例に照らし、妥当なものとはどれか。

行政事件訴訟法（行訴法）14条1項「取消訴訟は、処分…があったことを知った日から6箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」

なお、本問では「処分…があったことを知った日」を「基準日」という。

- 1 行訴法は、行訴法14条1項のほか、処分の日から一定期間を経過したときは、取消訴訟を提起することができない旨の定めを置いているが、この定めには「正当な理由があるときは、この限りでない。」とのただし書きは付されていない。
- 2 個人情報保護条例（当時）に基づき保有個人情報の一部開示決定に対する取消訴訟について、開示文書の内容の詳細や不利益性を認識した時が基準日となることから、基準日は、当該決定の通知書が到達した日ではなく、当該開示文書が到達した日とされる。
- 3 行訴法14条1項が定める出訴期間の定めは、無効等確認訴訟の他、形式的當事者訴訟にも準用されることが行訴法において規定されている。
- 4 審査請求をすることができる処分については、行訴法14条1項の規定にかかわらず、当該審査請求を行った日が基準日とされる。
- 5 都市計画法における都市計画事業の認可のように、処分が個別の通知ではなく告示をもって多数の関係権利者等に画一的に告知される場合には、当該告示があった日が基準日とされる。

問題19 処分差止め訴訟に関する次のア～オの記述のうち、法令および最高裁判所の判例に照らし、妥当なものとはどれか。

- ア 処分差止めの訴えは、一定の処分がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるときに限り提起することができる。
- イ 処分差止めの訴えは、対象となる処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができないうちに提起することができるとするのが判例である。
- ウ 処分差止めの訴えは、義務付けの訴えと同様、申請に対する処分を対象にする場合とそれ以外の処分を対象にする場合に区分され、訴訟要件と本案勝訴要件につき、それぞれ別個の定めが置かれている。
- エ 取消しの訴えについては、処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する旨の規定が置かれているが、この規定は、処分差止めの訴えには準用されていない。
- オ 仮の差止めは、処分差止めの訴えを提起する前においても申し立てることができ、本案について理由がないとみえるときは、仮の差止めの決定をすることができないう。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

問題20 国家賠償法1条に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なもの組合せはどれか。

- ア 国家賠償法1条は「公権力の行使」によって生じた損害に適用されるが、ここにいいう「公権力の行使」は、行政事件訴訟法において抗告訴訟の対象を表す「公権力の行使」と同じ意味であるから、国会議員が行う立法行為は、この概念には含まれないとするのが判例である。
- イ 国家賠償法1条は「公権力の行使」によって生じた損害に適用されるが、行政指導や情報提供などの非権力的行政作用も、ここにいいう「公権力の行使」に含まれるとするのが判例である。
- ウ 国家賠償法1条による賠償責任を認めるには、加害公務員が「職務を行うについで」他人に損害を与えていることが必要であり、公務員が職務執行の意思をもたず私的な目的のためになした違法行為については、その外形のいかんにかかわらず、行政主体の賠償責任は成立しないとすものが判例である。
- エ 国家賠償法1条による賠償責任を認めるには、加害公務員が職務上尽くすべき注意義務に違反していることが必要であるが、公務員が法律解釈を誤って違法行為を行ったとしても、それにつき異なる見解が対立し、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合には、行政主体の賠償責任は成立しないとすものが判例である。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 ア・エ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題21 国家賠償法に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものどれか。

- 1 国又は公共団体の損害賠償の責任については、民法の規定が補充的に適用されるとされており、失火責任法*もここにいいう民法に含まれるが、消防署職員が消火活動が不十分なため残り火が再燃して火災が発生した事案は、失火責任法にいいう「失火」に該当せず、失火責任法の適用はない。
- 2 国又は公共団体の公権力の行使に当たる複数の公務員が、その職務を行うについで、共同して故意によって違法に他人に加えた損害につき、国又は公共団体がこれを賠償した場合において、当該加害公務員は、国又は公共団体に對し、各自が負う責任の割合いや資力の有無に応じて分割された求償債務を負う。
- 3 市町村が設置する学校の教諭につき、当該教諭の給与を都道府県が負担する場合において、当該教諭がその職務を行うについで故意又は過失によって違法に生徒に損害を与えたときは、当該教諭の給与を負担する都道府県が、国家賠償法に基づく損害賠償の義務を負い、学校の設置主体である当該市町村は、同法に基づく損害賠償責任を負わない。
- 4 公の营造物の設置又は管理に瑕疵があることによる国家賠償責任につき、当該营造物の設置又は管理に当たる者とその費用の負担者とが異なるときは、その双方が責任を負うことになるが、ここにいいう設置費用の負担者には、当該营造物の設置費用につき法律上の負担義務を負う者のほか、この者と同等もしくはこれに近い設置費用を負担し、実質的には事業を共同して執行していると認められる一定範囲の者も含まれる。
- 5 国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人（被害者）に被害を生ぜしめた事案においては、それらの一連の行為を組成する各行為のいずれもが国又は同一の公共団体の公務員の職務上の行為にあたる場合であったとしても、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任が成立するためには、被害者において、当該事案における加害行為とそれを行つた者を特定しなければならぬ。

(注) * 失火ノ責任ニ関スル法律

問題22 条例の適法性に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 ため池の破損等の原因となる堤どうの使用行為は憲法、民法の保障する財産権の行使の域外にあることから、これを条例をもって禁止し、処罰の対象にしても憲法および法律に抵触するものとはいえない。
- 2 地方自治法の定める相当に具体的な内容の事項につき、同法に基づき限定された罰則の範囲内において、条例をもって罰則を定めることは憲法31条に反するとはいえない。
- 3 暴走族による集会等を規制する暴走族追放条例は、その規制対象が本来的な意味における暴走族およびその類似集団による集会に限定されると解されることから、憲法21条1項、31条に反するとはいえない。
- 4 国民健康保険の保険料率を定める国民健康保険条例が、市長に対して、条例の定める基準に基づき保険料率を決定・公示することを委任したとしても、そのことが憲法84条の趣旨に違反するとはいえない。
- 5 集団行進および集団示威行為における交通秩序の維持を目的とする条例は、道路交通法と同一の行為を処罰することになるため、憲法31条に違反する。

問題23 都道府県における知事と議会の関係に関する次の記述のうち、法令に照らし、妥当なものとはどれか。

- 1 議会の議決に抵触する事項については、軽易な事項であるか否かにかかわらず、議会が議決により知事の専決処分に委ねることはできない。
- 2 知事は、議会における議決について異議があるときは、その議決が法令に違反しないものである場合であっても、当該議決を再議に付すことができる。
- 3 再議の結果、議決がなお法令に違反すると知事が認める場合には、内閣総理大臣に対し審査を申し立てることができる。
- 4 知事は、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合には、議決事項を専決処分とすることができるが、後に議会がこれを承認しない場合には、当該専決処分は無効となる。
- 5 議会により不信任が議決された場合には、知事は議会を解散することができるが、解散後初めて議会が招集された時に自動的に失職する。

問題24 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に関する次のア～エの記述のうち、妥当なものとの組合せはどれか。

- ア 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているとき、当該都道府県に対し、是正の要求をすることができる。
- イ 各大臣は、その担任する事務に関し、市町村の自治事務の処理が法令の規定に違反しているとき、都道府県知事に対し、当該事務の処理について違反の是正のために必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができる。
- ウ 都道府県知事は、市町村長の担任する自治事務の処理が法令の規定に違反しているとき、各大臣の指示によることなく、当該市町村に対し、是正の要求をすることができる。
- エ 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反しているとき、当該都道府県に対し、是正の指示をすることができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題25 建築に関わる紛争に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものとはどれか。

- 1 東京都建築安全条例に基づき安全認定を先行処分とする建築確認の取消訴訟において、当該安全認定について裁判所が審査できるのは、重大かつ明白な瑕疵があり無効か否かに限定される。
- 2 建築主事は、建築確認の申請書を受理してから一定期間内に申請者に確認済証を交付しなければならぬところ、この期間経過後も交付をしないことが適法とされるのは、当該申請者がそれにつき任意に同意をしているものと明確に認められる場合に限られる。
- 3 建築確認は、建築工事の開始前に、当該建築物の計画が建築関係規定に適合することを公権的に判断する行為にすぎないため、建築確認に対する取消訴訟の係属中に、当該建築確認に係る建築工事が完了した場合、当該取消訴訟の訴えの利益は消滅する。
- 4 民間の指定確認検査機関が行った建築確認につき、その取消訴訟を提起した原告が、この訴えを、損害賠償を求める訴えに変更することの許可を申し立てる場合、変更後の訴えの被告は、当該指定確認検査機関である民間法人となる。
- 5 一級建築士により構造計算書に偽装が行われていた建築物の計画について、これを看過した建築主事による建築確認が国家賠償法の適用上違法となる余地はなく、当該建築確認の申請者である建築主による国家賠償請求は認められない。

問題26 行政機関情報公開法*（以下「法」という。）に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 開示請求にかかる行政文書に個人に関する情報が含まれている場合、開示請求者は、法が定める範囲内で、行政機関において、特定の個人を識別することができるように個人情報加工した情報を記載した新たな別の行政文書を作成し、その交付を求めることができる。
- 2 法にいう「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いているものとして、事実処理手続における決裁、縦覧を経た上で当該行政機関が保有しているものをいう。
- 3 法は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めることにより、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的としていることから、外国に在住する外国人は、行政文書の開示を請求する権利を有しない。
- 4 法は、個人に関する情報について、それが一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報であるか否かにかかわらず、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示情報としている。
- 5 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、法の定める場合を除き、開示請求者の求めに応じ、当該部分を除いた情報の概要を記載した新たな別の文書を作成し、これを交付しなければならない。

(注) * 行政機関の保有する情報の公開に関する法律

問題27 行為能力に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 補助人の同意を得なければならぬ行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。
- 2 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならぬ。
- 3 被保佐人が遺産の分割をする場合には、その保佐人の同意を得る必要はないが、被保佐人が相続の承認又は放棄をする場合には、その保佐人の同意を得なければならぬ。
- 4 制限行為能力者が、行為能力者であることを信じさせたため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。
- 5 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について、1箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をした場合、これらの者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

問題28 代理人の行う代理行為に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なもの組合せはどれか。

- ア 任意後見契約に基づく任意代理人は、任意後見契約で定められた被後見人の財産に関する代理行為を行うのに対し、家庭裁判所の審判により選任された法定代理人である後見人は、家庭裁判所の審判において定められた被後見人の特定の財産行為についてのみ代理行為を行う。
- イ 法定代理人は、任意代理人と異なり、いつでも復代理人を選任することができるが、やむを得ない事由があるときは、本人に対してその選任及び監督についての責任を負う。
- ウ 法定代理人も任意代理人も、本人が死亡した場合には当然に代理権を失うが、任意代理については、本人と任意代理人との間に本人が死亡した後も代理権が存続する旨の合意がある場合には、本人が死亡した後も代理権が存続する。
- エ 代理人であった者がその代理権が消滅した後、その代理権の範囲内において代理行為を行った場合、その者が当該代理人が任意代理人であったか法定代理人であったかを問わず、本人は、代理権の消滅について善意・無過失の第三者に対して、その責任を負う。
- オ 代理人が制限行為能力者であったとしても、当該代理人の代理行為を制限行為能力を理由として取り消すことはできず、これは当該代理人が他の制限行為能力者の法定代理人である場合でも同様である。

- 1 ア・エ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・エ

問題29 即時取得に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なもの組合せはどれか。

- ア Aは、相続により、被相続人Bが現に占有していた動産甲を、それが設置された不動産と共に承継したが、甲はCの所有物であった。この場合、甲がBの所有物でないことにつきAが善意・無過失であれば、Aは甲を即時取得する。
- イ Aは、売買により動産乙を、現にそれを占有する未成年者Bから購入して現実の引渡しを受けたが、その後、Bの法定代理人Cが、A B間の売買契約を未成年を理由に取り消した。この場合、Bが未成年者であったことにつきAが善意・無過失であれば、Aは乙を即時取得する。
- ウ Aは、売買により動産丙を、現にそれを占有するBから購入して現実の引渡しを受けた。丙が自動車である場合、丙が登録済みであるか否かにかかわらず、Aは丙を即時取得しない。
- エ Aは、売買により動産丁を、それを占有代理人Cによって占有するBから購入し、BはCに今後Aのために占有するように指示してAがそれを承諾した。丁はAからBに寄託されているものであった場合、承諾時において丁がBの所有物でないことにつきAが善意・無過失であれば、後にその事実を知るに至ったとしても、Aは丁を即時取得する。
- オ Aは、売買により動産戊を、現にそれを占有するBから購入したが、その際、AがBの元に戊を引取りに行くこととし、それまでの間、BがAのために占有するところが合意された。戊はBが他から貸借したものであった場合、AがBから戊の現実の引渡しを受ける時点において、戊がBの所有物でないことにつきAが善意・無過失であれば、Aは戊を即時取得する。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 エ・オ

問題30 Aは、Bとの間でA所有の建設機械甲（以下「甲」という。）をBに売却する旨の本件売買契約を締結し、甲をBに引き渡したが、弁済期が経過したにもかかわらずBから代金の支払を受けていない。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものとはどれか。

- 1 AはBに対して、催告した上で代金不払を理由として本件売買契約を解除する旨の通知を行った場合、その後Bは甲をCに売却して引き渡したとしても、Aは、Cに対して甲の返還を求めることができる。
- 2 DがBから甲の修理を請け負い、修理を終えて甲をBに返還したが報酬の支払を受けていない場合においても、Aは、甲につき先取特権を行使して、Dに先立って優先弁済を受けることができる。
- 3 BがEのために甲に質権を設定した場合においても、Aは、甲につき先取特権を行使して、Eに先立って優先弁済を受けることができる。
- 4 BがFのために甲を譲渡担保に供して占有改定の方法により引き渡した場合においても、Aは、甲につき先取特権を行使することができ、Fはこれに対して異議を述べることができない。
- 5 本件売買契約において所有権留保特約が設けられていた場合、BがGのために甲を譲渡担保に供して占有改定の方法により引き渡したとしても、Aは、Bに対して留保所有権に基づいて甲の引渡しを求めることができ、Gはこれに対して異議を述べることができない。

問題31 Aを売主、Zを買主とする売買契約に基づいて発生したAのZに対する売買代金債権（以下「本件債権」という。）を、AがBに譲渡し、その旨の債権譲渡通知（以下「本件債権譲渡通知」という。）が内容証明郵便によって行われ、Zに到達した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 本件債権譲渡通知がZに到達する前に、ZがすでにAに対して本件債権を弁済していた場合、Zは、Bから本件債権の弁済を請求されたとしても、これを拒むことができる。
- 2 Aは、本件債権をBに譲渡した直後にCに対しても譲渡し、その旨の債権譲渡通知が内容証明郵便によって行われ、これが本件債権譲渡通知と同時にZに到達した。Zが、Bから本件債権の弁済を求められた場合、同順位の対抗要件を具備したCの存在を理由として、これを拒むことができる。
- 3 Aは、本件債権をBに譲渡した直後にCに対しても譲渡し、その旨の債権譲渡通知が内容証明郵便によって行われ、これが本件債権譲渡通知と同時にZに到達したため、Zが、本件債権につき弁済供託を行った場合、Bは、本件債権全額については供託金の選付を請求することはできない。
- 4 本件債権譲渡通知がZに到達する前に、ZがすでにAに対して貸金債権を有している場合、当該通知の到達後に、Aに対して本件債権と当該貸金債権を相殺する旨の意思表示を行ったとしても、Zは、この相殺による本件債権の消滅をBに対して主張することができる。
- 5 本件債権譲渡通知がZに到達した後にあって、A・Z間の売買契約の履行としてAから引き渡された目的物の品質が契約に適合しておらず、ZのAに対する損害賠償請求権が発生したため、Zは、Aに対して本件債権と当該損害賠償請求権を相殺する旨の意思表示を行った。Zは、この相殺による本件債権の消滅をBに対して主張することができる。

問題32 AとBが、Cから連帯して400万円を借りている場合（AとBの負担部分は200万円ずつ）に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものとはどれか。

- 1 Aが、Cに400万円を弁済するのに先立ち、Bに事前の通知をすることを怠った場合において、すでに弁済により共同の免責を得ていたBがAに事後の通知をしていなかったときは、Aは、Bに対して自己の免責行為を有効であるとみなすことができる。
- 2 Aが、Cに400万円を弁済するのに先立ち、Bに事前の通知をしないで弁済をし、共同の免責を得た場合において、Bは、Cに対して200万円の反対債権を有していたときは、自己の負担部分の200万円について、Aの求償に対して相殺をもって対抗できる。
- 3 Aが、Cに対して400万円の反対債権を有する場合において、Aが相殺を援用したときは、Aの負担部分の200万円についてのみ、Bの利益のためにも、その効力を生ずる。
- 4 Cが、Aに対して債務を免除した場合において、Aの負担部分の200万円の限度で、Bは、Cに対して債務の履行を拒むことができる。
- 5 AのためにCの貸金債権の消滅時効が完成した場合において、BがCに400万円を弁済したときは、Bは、Aに求償権を行使することができない。

問題33 消費貸借契約に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なもの組合せはどれか。

- ア 消費貸借契約は書面によっても行うことができるが、書面である消費貸借契約の貸主は、借主が消費貸借契約の目的物を受け取るまでの間は当該消費貸借契約を解除することができる。解除によって損害を受けた借主は、貸主に対してその損害賠償を請求することができる。
- イ 金銭消費貸借契約の借主が、利息の支払を含む貸金返還債務を新しい消費貸借契約の目的とすることを貸主と合意したときは、これにより新たな消費貸借契約が成立するが、旧契約に付された利息の約定が利息制限法の上限利率を超過する場合には、その限りで当該新たな消費貸借契約は無効となる。
- ウ 消費貸借契約は原則として利息の発生を伴い、無利息とするためには特約が必要である。
- エ 消費貸借契約において、契約内容に適合しない物が借主に引き渡された場合、当該消費貸借契約が利息付きであるか無利息であるかにかかわらず、借主はその物の価額を返還することができる。
- オ 消費貸借契約において返還時期の定めがない場合、当該消費貸借契約が利息付きであるか無利息であるかにかかわらず、貸主は借主に対していつでもその貸借物の返還を求め、借主は返還請求があった時から直ちに履行遅滞の責任を負う。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ

問題34 不当利得に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものとはどれか。

- 1 盗品である動産甲を、盗品とは知らずに、甲と同種の物の販売業者から購入して引渡しを受けた買主が、所有者に甲を返還すべき場合、その買主は、所有者に対して、返還するまでの間における甲の使用利益相当額を支払わなければならない。
- 2 他人物である動産乙の売買契約に基づいてその引渡しを受けた買主が、その後乙を所有者に返還して売買契約を解除した場合、その買主は売主に対して、返還するまでの間における乙の使用利益相当額を支払う義務を負わない。
- 3 違法な賭博を目的とする契約に基づいて賭金を支払った者は、いつでも当該契約が無効であることを理由として、相手方に対して賭金の返還を求めることができる。
- 4 不倫関係の維持を目的として丙建物（既登記建物）の所有者Aが丙建物を受贈者Bに贈与してこれを引き渡したが、所有権移転登記手続が未了であった場合、その贈与者Aは当該契約が無効であることを理由として、Bに対して丙建物の返還を求めることができる。
- 5 Aを貸主、Bを借主とする金銭消費貸借契約において、AがBに対して有する貸金債権につき、BがCから騙取した金銭をもって弁済を行った場合、Cは、弁済として受領した金銭が騙取金である旨をAが知っていたか否かを問わず、Aに対してその返還を求めることができる。

問題35 認知に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 嫡出でない成年の子を、その父又は母が認知する場合には、子の承諾を得なければならない。
- 2 父が胎内にある子を認知する場合には、母の承諾を得なければならない。
- 3 認知は、認知の時からその効力を生ずる。
- 4 認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができない。
- 5 子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴えを提起することができるが、父又は母の死亡の日から3年を経過したときは、その訴えを提起することはできない。

問題36 交互計算に関する次の記述のうち、商法の規定に照らし、誤っているものはどれか。なお、当事者に別段の意思表示がないものとする。

- 1 交互計算とは、商人間での平常取引において、一定の期間内の取引から生じる債権および債務の総額について相殺をし、それによって生じた残額の支払いを約することを行い、商人と商人でない者との間での平常取引では、交互計算を約することはできない。
- 2 交互計算の当事者が相殺をすべき期間を定めなかったときは、その期間は、6か月とする。
- 3 交互計算の当事者は、債権および債務の各項目を記載した計算書の承認をしたときは、当該計算書の記載の錯誤または脱漏の場合を除き、当該各項目について異議を述べることができない。
- 4 交互計算に基づく相殺によって生じた残額については、債権者は、計算の閉鎖の日以後の法定利息を請求することができる。
- 5 交互計算の各当事者は、いつでも交互計算の解除をすることができる。

問題37 発起人に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 発起人とは、定款に署名、記名押印または電子署名をした者がいうが、定款に署名、記名押印または電子署名をしていないもの、実質的に設立を企画し尽力した者であれば、会社の設立事務を行う義務と権限を有する発起人とみなされる。
- 2 発起人は、設立時発行株式と引換えにする金銭の払込みまたは財産の給付についてあらかじめ定められた期日またはその期間内に出資の履行をしないときは、直ちに当該出資の履行により設立時発行株式の株主となる権利を失う。
- 3 設立時募集株式と引換えに給付した現物出資財産の価額が当該現物出資財産について定款に記載され、または記録された価額に著しく不足するときは、当該現物出資財産を給付した引受人は、発起人および設立時取締役と連帯して、株式会社に対し当該不足額を支払う義務を負う。
- 4 株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益について定款の定めがない場合には、株式会社の成立の時までに、発起人の全員の同意または創立総会の決議によって当該事項を決定することができる。
- 5 設立時発行株式を引き受ける者の募集をする場合には、発起人は、設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日または期間の末日のうち最も遅い日以後、遅滞なく、創立総会を招集しなければならない。

問題38 取締役会に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 取締役会は、募集社債の総額その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項の決定を取締役に委任することができる。
- 2 株式会社の取締役は、自己のために当該株式会社の事業の部に属する取引をした場合には、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。
- 3 取締役会を招集する取締役については、定款または取締役会で定めることでもできる。
- 4 取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
- 5 取締役会の決議に参加した取締役が、当該取締役会の議事録に異議をとめないで署名または記名押印した場合には、当該決議に賛成したものとみなされる。

問題39 監査役および監査役会に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 会計監査人設置会社（監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。
- 2 監査役は、特別取締役による議決の定めがあるときを除き、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならぬ。
- 3 公開会社でない株式会社（監査役会設置会社および会計監査人設置会社を除く。）は、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。
- 4 監査役会設置会社においては、常勤の監査役は、監査役の中から株主総会の決議によって選任しなければならない。
- 5 取締役、会計参与、監査役または会計監査人が監査役の全員に対して監査役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査役会へ報告することを要しない。

問題40 株券に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいもの組み合わせはどれか。

- ア 株券発行会社における株式の譲渡は、当該株式を取得した者の氏名または名称および住所を株主名簿に記載し、または記録しなければ、当該株券発行会社その他の第三者にも対抗することができない。
- イ 株券発行会社が自己株式の処分により行う株式の譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなくても、その効力を生ずる。
- ウ 株券発行会社の株券には、譲渡による当該株券に係る株式の取得について当該株券発行会社の承認を要することを定款で定めるときは、その旨を記載しなければならない。
- エ 株券発行会社の株主は、当該株券発行会社に対し、株券の所持を希望しない旨を申し出ることができ、当該株券は、当該株主が当該株券発行会社に提出したときに、無効となる。
- オ 株券発行会社の株式に係る株券を喪失した者は、非訟事件手続法の公示催告における除権決定により、当該株券を無効とすることができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

【問題41～問題43は択一式（多肢選択式）】

問題41 次の文章の空欄ア～エに当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

憲法13条は、人格的アに関わる重要な権利として、自己の意思に反してイを受けない自由を保障しているところ（最高裁令和2年（ク）第993号同5年10月25日大法廷決定・民集77巻7号1792頁参照）。不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらすイであるから、不妊手術を受けることを強制することは、上記自由に対する重大な制約に当たる。したがって、正当な理由に基づかず不妊手術を受けることを強制することは、同条に反し許されないといふべきである。・・・（中略）・・・

憲法13条はウと人格の尊重を宣言しているところ、〔不妊手術を強制する当時の優生保護法の〕本件規定のエは、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要がある点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり、本件規定は、そのようなエの下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求めらる点において、ウと人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない。

（最大判令和6年7月3日民集78巻3号382頁）

1	利益	2	人権の不可侵	3	平等
4	提案理由	5	生存	6	自由の制約
7	国民の権利	8	生命への危害	9	正当化根拠
10	身体への侵襲	11	必要性及び合理性	12	人格の自律
13	立法目的	14	自由	15	精神的苦痛
16	公共の福祉	17	立法目的達成手段	18	人格の否定
19	個人の尊厳	20	選択		

問題42 次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄ア～エに当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

条例が国の法令に違反するかどうかは、両者のアと規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、イ、内容及び効果を比較し、両者の間にウがあるかどうかによってこれを決しなければならぬ。例えば、ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定は国の法令に違反することとなりうる。逆に、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが存在する場合でも、後者が前者とは別のイに基づき規律を意図するものであり、その適用によって前者の規定の意図するイと効果をなんら阻害することがないときや、両者が同一イに出たものであっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、そのエに応じて、別の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間にはなんらのウはなく、条例が国の法令に違反する問題は生じえないのである。

（最大判昭和50年9月10日刑集29巻8号489頁）

1	立法事実	2	効力	3	対象事項	4	歴史的背景
5	整合性	6	目的	7	結果	8	相当性
9	状況	10	立法経緯	11	必要性	12	首尾一貫性
13	立法者意思	14	排他性	15	優劣関係	16	地方の実情
17	住民の意識	18	委任関係	19	矛盾抵触	20	手続

問題43 次の文章の空欄ア～エに当てはまる語句を、枠内の選択肢(1～20)から選びなさい。

いわゆる在外邦人国民審査訴訟は、現に国外に居住している国内の市町村の区域内に住所を有していない日本国民(在外国民)が原告となり、在外国民に最高裁判所裁判官国民審査(国民審査)に係る審査権の行使が認められていないことの適否等が争われた事件である。原告は、被告・国に対し、①主位的に、次回の最高裁判所裁判官国民審査において審査権を行使することができる地位にあることの確認を求めるとともに(本件地位確認の訴え)、②予備的に、被告・国が原告に対して国外に住所を有することをもって次回の国民審査において審査権の行使をさせないことが憲法の規定に違反して違法であることの確認(本件違法確認の訴え)を求めた。

これについて、最高裁判所大法廷は、最高裁判所裁判官国民審査法(国民審査法)が在外国民に審査権の行使を全く認めないことは、憲法に違反するとし、とりわけ、本件違法確認の訴えにつき、要旨次のような判断を行った(最大判令和4年5月25日民集76巻4号711頁)。

①本件地位確認の訴えは、ア)に関する確認の訴えと解され、国民審査法4条、8条の解釈に基づいて、次回の国民審査において審査権を行使することができる地位にあることの確認を求められているものと解される。しかしながら、国民審査法の規定により在外国民に審査権の行使が認められていないと解することはできないから、本件地位確認の訴えに係る請求は理由がなく、イ)である。

②本件違法確認の訴えは、国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことが違憲であることを理由として、被告・国が原告に対して国外に住所を有することをもって次回の国民審査において審査権の行使をさせないことが違法であると主張し、その確認を求めらるるものである。このような訴えは、ア)に関する確認の訴えと解され、当該訴えにおいてウ)が確定した場合、国会において、裁判所がした違憲である旨の判断が尊重されるものと解されることも踏まえ、結果的に上記の争いを解決するためにエ)な手段であると認められ、ア)に関する確認の訴えとして適法である。上記の違憲判断を踏まえ、本件違法確認の訴えに係る請求も認容すべきものである。

1	法令の憲法適合性	2	処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無
3	行政庁の公権力の行使に関する不服	4	公法上の法律関係
5	無効判決	6	上告不受理決定すべきもの
7	原告に差し戻すべきもの	8	簡易迅速
9	法律上の争訟に該当しないもの	10	却下すべきもの
11	棄却すべきもの	12	事情判決
13	裁判を受ける権利	14	公正透明
15	有効適明	16	形成判決
17	最終的	18	取消判決
19	効率的	20	確認判決

基礎知識 [問題47～問題60は択一式（5肢択一式）]

問題47 日本の住民投票に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 市町村合併の当否をめぐり住民投票が行われた事例はない。
- 2 住民投票を実施するために制定される住民投票条例には、投票すべき課題に関してその都度制定される個別型と、将来に備えてあらかじめ住民投票の手続等を定めておく常設型がある。
- 3 地方公共団体が整備する公共施設の建設の当否について住民投票が行われた事例はない。
- 4 原子力発電所の設置に関して住民投票が行われた事例はない。
- 5 いわゆる大阪都構想（大阪市を廃止して特別区を設置する構想）をめぐる住民投票は、国会決議に基づいて実施された。

問題48 日本の政党と政治に関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア 政党助成法に基づき政党交付金の交付の対象となる政党には、法人格を取得していない政党も含まれる。
- イ 政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保し、民主政治の健全な発達に寄与することを目的として制定された。
- ウ 田中角栄内閣は、日本新党や日本社会党などによる非自民・非共産連立政権であった。
- エ 鳩山由紀夫内閣は、民主党、社会民主党、国民新党の3党による連立政権であった。
- オ 国政選挙などの際に、有権者が政策の実現性を明確に判断に判断できるように、マニフェストと呼ばれる政策文書がつくられたこともある。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問題49 日本の米価に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 「米公方」と呼ばれた江戸幕府將軍・徳川綱吉は、米価を安定させて、米などの生類の保護をしようとして、大阪の堂島米市場を公認するなどした。
- 2 大正期に米価が急落すると、全国各地で米商人などによる政府機関へのテロ・襲撃が起きて大騒擾となり、「米騒動」と呼ばれた。
- 3 1970年代の日本の食糧管理制度では、政府は、米などの価格を規制する一方、米の過剰生産を抑えるために減反（生産調整）を行った。
- 4 1995年のいわゆる新食糧法*の施行によって、米価に関しては原則的に公定価格（生産者米価と消費者米価）によることとされた。
- 5 米価の急騰を受けて、2025年から、米国政府国際開発庁（USAID；U. S. Agency for International Development）は、対日支援として備蓄米の放出を開始した。

(注) * 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

問題50 自由貿易体制と関税に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 第二次世界大戦後に「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）が締結され、現在では世界貿易機関（WTO）が設立されている。
- 2 環太平洋経済連携協定（TPP）は、日本が離脱した後、新たにアジア太平洋経済協力（APEC）として締結された。
- 3 輸入の急増によって国内産業に重大な損害を与える、あるいは与える恐れがある場合に、輸入数量制限や関税引き上げ等を行うことを、セーフガードと呼ぶ。
- 4 関税以外の手段で行われる、自由貿易を妨げる障害を総称して非関税障壁と呼ぶ。
- 5 国内産業保護のために、相殺関税やアンチダンピング関税が用いられることもある。

問題51 経済に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 需要曲線とは、ある財について、ある消費者が一定期間に消費したい量を、その財の価格の関数として描いた曲線を意味する。
- 2 需要の価格弾力性とは、ある財の価格が1%上昇した際の、需要の減少率を意味する。
- 3 機会費用とは、ある財の取引機会を利用するために必要な、取引相手の探索や案件の交渉などにかかる費用を意味する。
- 4 完全競争とは、多数の生産者と多数の消費者が市場に参加しており、その結果として、個別の経済主体の行動が価格に与える影響が無視できるほど小さい状態を意味する。
- 5 市場の失敗とは、ある財の市場において外部性が発生するなどの理由により、市場が効率性の達成に失敗する状態を意味する。

問題52 ジェンダーと平等に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 英国では、19世紀末から20世紀初頭にかけて、参政権を求めて女性たちが抗議活動を行い、厳しい取締りを受けた。
- 2 米国では、1969年に、同性愛者らが集まるとされる特定のバーへの取締りを機に、同性愛者らによる抗議運動が起きた。
- 3 日本では、2019年に、性暴力に反対するフラワーデモが各地で行われ、多くのひとたちが集まった。
- 4 国連の女性差別撤廃委員会 (CEDAW : Committee on the Elimination of Discrimination Against Women) は、日本政府に対して、女性が婚姻後も婚姻前の姓を実質的に保持できるよう、法律を改正することを勧告した。
- 5 日本の男女雇用機会均等法*では、妊娠や出産を理由とする解雇は禁止されていない。

(注) * 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

問題53 行政書士法に関する次のア～エの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、戒告処分をすることができる。
- イ 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分を違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、法定年数以内の業務の停止処分をすることができる。
- ウ 行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分を違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、総務大臣は、当該行政書士法人の解散処分をすることができる。
- エ 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分を違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときに、都道府県知事が懲戒処分として業務を禁止した行政書士について、日本行政書士会連合会は登録を抹消することはできない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題54 「籍法に関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア 出生の届出は、出生から3日以内にこれをしなければならぬ。
- イ 「子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別」は、出生の届書に記載しなければならぬ。
- ウ 「出生の年月日時分及び場所」は、出生の届書の必須記載事項ではないが、記載することができる。
- エ 医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会った場合には、原則として、医師、助産師、その他の者の順序に従って、そのうちの1人が作成する出生証明書に添付しなければならない。
- オ 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問題55 デイープフエイクに関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 デイープフエイクは、生成 AI 技術によって作成されることがある。
- 2 デイープフエイクは、著名人や公人以外の人にも被害を及ぼすことがある。
- 3 デイープフエイクは、個人の能力や嗜好を AI で推測するための技術である。
- 4 デイープフエイクは、詐欺などの犯罪行為に利用されることがある。
- 5 デイープフエイクは、写真や動画の他、音声データとしても作成される。

問題56 インターネット上のなりすまし広告などを通じた近年の投資詐欺問題に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 被害者はインターネットを頻繁に利用する若年層が多く、半数以上が30歳未満である。
- 2 被害に遭うきっかけとしては、投資サイトよりも、メッセージングサービスやソーシャルネットワークサービスが多くを占める。
- 3 被害を避けるには、著名人のなりすましによる広告での勧誘ではないかを判断するために、本人の公式アカウントなどで情報を確認することが望ましい。
- 4 詐欺の手段として、存在しない架空の暗号資産への投資勧誘が行われることがある。
- 5 振込先として個人の口座が指定されたり、振込先の口座が頻繁に変わることがある。

問題57 個人情報保護制度に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 個人情報保護法*では、民間事業者への罰則として、年間の売上高に応じた額を上限とした罰金が定められている。
- 2 個人情報保護法には、刑事罰としての罰金以外に、制定時以来、課徴金が定められている。
- 3 個人情報保護委員会は、いわゆるマイナンバーカード（個人番号カード）の交付事務を行っている。
- 4 個人情報保護委員会は、個人情報保護法の定める行政機関等に対しては監視を行わない。
- 5 個人情報保護委員会は、個人情報保護法の定める個人情報取扱事業者等に対して立入検査を行うことができる。

(注) * 個人情報の保護に関する法律

令和7年度 行政書士試験解説

法令等（5肢択一式）

<基礎法学>

問題1 正解3 <法令用語>

ア 自然人にせよ法人にせよ、

↓

法律上の(ア)

文脈よりアには人格が入る

↓

この時点で1と3に絞られる

イはどちらも有体物ゆえ、

後はウとエに何が入るかで正解が決まる

おそれがないものの「もの」は抽象的なものの意味。

また、環境省令で定めるものの「もの」は要件を重ねて規定する場合のものの意味。

よって、正解は3となる。

問題2 正解4 <裁判員制度>

- 1 正しい。裁判員は、地方裁判所ごとに、管内の市区町村の選挙管理委員会が、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、くじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成するという方法で選任される。
- 2 正しい。検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、次の各号のいずれかに該当することを理由として裁判員又は補充裁判員の解任を請求することができる(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律41条1項本文)。
- 3 正しい。地方裁判所は、次に掲げる事件については、次条又は第3条の2の決定があった場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第26条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。
 - 一 死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係る事件
 - 二 裁判所法第26条第2項第二号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの(前号に該当するものを除く。)(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律2条)。
- 4 誤り。前条第1項の評議における裁判員の関与する判断は、裁判所法第77条の規定にかかわらず、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律67条1項)。
- 5 正しい。裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律108条1項)。

<憲法>

問題3 正解4 <法の下での平等>

- 1 誤り。尊属殺重罰規定について厳格な基準で合憲性が審査されなければならないとの最高裁判例はない。

- 2 誤り。所得税の賦課徴収に際して、給与所得者と自営業者等との間で異なる法律の規定について、それが憲法14条1項の列挙事由による差別に該当しないとの判断を最高裁は下していない。
- 3 誤り。女性のみにも再婚禁止期間を定めた民法の規定の合憲性を判断する際、性別以外による法的取り扱いの区別に比べて厳格な基準で審査が行われなければならないとの最高裁判決はない。
- 4 正しい。以上を総合すれば、遅くともAの相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである(最大決平25.9.4)。
- 5 誤り。憲法25条定める生存権に関する法的取り扱いの区別の合憲性については立法者がその裁量を踰越していないか厳格かつ慎重に審査されなければならないとの最高裁判決はない。

問題4 正解5 <取材・報道の自由>

- 1 妥当である。取材の自由といっても、もとより何らの制約を受けないものではなく、たとえば公正な裁判の実現というような憲法上の要請があるときは、ある程度の制約を受けることのあることも否定することができない(最大決昭44.11.26)。
- 2 妥当である。取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであっても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等、法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない(最判昭53.5.31)。
- 3 妥当である。・原記事が正しく、反論文は誤りであると確信している場でも、あるいは反論文の内容がその編集方針によれば掲載すべきでないものであっても、その掲載を強制されることになり、また、そのために本来ならば他に利用できたはずの紙面を割かなければならなくなる等の負担を強いられるのであって、それらの負担が、批判的記事、ことに公的事項に関する批判的記事の掲載をちゅうちょさせ、憲法の保障する表現の自由を間接的に侵す危険につながるおそれも多分存する・。反論権の制度は、民主主義社会において極めて重要な意味をもつ新聞等の表現の自由に対し重大な影響を及ぼすものであって、たとえ被上告人の発行するD新聞などの全国紙による情報の提供が一般国民に対し強い影響力をもち、その記事が特定者の名誉ないしプライバシーに重大な影響を及ぼすことがあるとしても、不法行が成立する場合にその者の保護を図ることは別論として、反論権の制度について体的な成文法がないのに、反論権を認めるに等しい上告人主張のような反論文掲載請求権をたやすく認めることはできないものといわなければならない(最判昭62.4.24)。
- 4 妥当である。以上の趣旨が法廷警察権の行使に当たって配慮されることがあっても、裁判の報道の重要性に照らせば当然であり、報道の公共性、ひいては報道のための取材の自由に対する配慮に基づき、司法記者クラブ所属の報道機関の記者に対してのみ法廷においてメモを取ることを許可することも、合理性を欠く措置ということとはできないというべきである。本件裁判長において執った右の措置は、このような配慮に基づくものと思料されるから、合理性を欠くとまでいうことはできず、憲法14条1項の規定に違反するものではない(最大判平元3.8)。
- 5 妥当でない。すなわち、報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由と並んで、事実報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障の下にあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容を持つためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない(最高裁昭和44年(シ)第68号同年11月26日大法廷決定・刑集23巻11号1490頁参照)。取材の自由

の持つ上記のような意義に照らして考えれば、取材源の秘密は、取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値を有するというべきである。そうすると、当該報道が公共の利益に関するものであって、その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取材源の秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該民事事件が社会的意義や影響のある重大な民事事件であるため、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められない場合には、当該取材源の秘密は保護に値すると解すべきであり、証人は、原則として、当該取材源に係る証言を拒絶することができるかと解するのが相当である（最決平18.10.3）。

問題5 正解5 <国会の召集>

- ア 憲法は国会について会期制を採用している(52条から54条)。よって、アに会期が入る。
 - イ 憲法53条「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる」との部分よりイには臨時が入る。
 - ウ 国会の会期は、常会、臨時会、特別会である。する文脈より、ウには特別が入る。
 - エ 前後関係から空欄に入ることばを見つけるのは難しい。ただし、ア、イ、ウが確定しているためエには権利又は利益がはいるしかない。
- 以上より、正解は5となる。

問題6 正解5 <内閣総理大臣>

- 1 妥当でない。大日本帝国憲法では内閣総理大臣は同輩中の主席と位置付けられていた。
- 2 妥当でない。内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する(67条1項前段)。
- 3 妥当でない。衆議院の解散は内閣総理大臣の一身専属的な権限ではない。
- 4 妥当でない。不逮捕特権があるのは国会議員であって国務大臣ではない。
- 5 妥当である。法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする(74条)。

問題7 正解4 <法令の形式>

- 1 妥当でない。皇室典範は法律である。
- 2 妥当でない。本会議における議事や議決の定足数、議事を非公開にするための要件などの議事に関する重要事項は、国会法も定めている。
- 3 妥当でない。各省大臣が定める省令についても、法律の委任があれば罰則を設けることができる。
- 4 妥当である。最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する(77条1項)。最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる(同条3項)。
- 5 妥当でない。会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める(90条2項)。

<行政法>

問題8 正解2 <行政行為(処分)>

- 1 妥当でない。授益的処分について、講学上の撤回をすることは明文の法律や条例の根拠は必要ない(最判昭36.6.17)。
- 2 妥当である。処分の瑕疵の明白性は処分の外形上、誤認が客観的に一見して看守しうるものかどうかできまる(最判昭63.3.7)。

- 3 妥当でない。一定の争訟手続に従って当事者を手続に關与せしめ、紛争の終局的解決を図ることを目的とする処分をした行政庁は、特別の規定がない限り、当該処分を取り消すことができない(不可争力)。
- 4 妥当でない。不当な授益的処分についても、講学上の職権取消しができる。
- 5 妥当でない。処分の成立時点において瑕疵があった場合であっても、事後の事情の変化により当該瑕疵が解消するに至ったなら、その瑕疵は治癒されることになる。

問題9 正解1 <行政罰>

- ア 妥当である。非訟事件手続法によって過料を科すことは、憲法上の適正手続の要請に反するものではない(最大決昭41.12.27)。
- イ 妥当である。罰金刑が確定している者に課徴金の納付を命ずることは、二重処罰の禁止に違反しない(最判平10.10.13)。
- ウ 妥当でない。懲役刑と罰金刑を併科された者に対してさらに重加算税を科しても二重処罰の禁止に抵触しない(最判昭45.9.11)。
- エ 妥当でない。過料と罰金を併科することはできる(最判昭39.6.5)。
以上より、妥当なものはアとイとなり、正解は1となる。

問題10 正解1 <行政行為の附款>

- 1 妥当である。附款を付すことができるのは①法律で附款を付すことが認められている場合か、②行政庁に裁量権がある場合である。
- 2 妥当でない。行政行為について、撤回権を留保する附款を付さなかった場合であっても、法令の根拠なくして行政行為を撤回することができる。
- 3 妥当でない。道路占用許可に付された使用料の納付などの負担を課す附款に違反した場合であっても、当該占用許可は無効にならない。
- 4 妥当でない。道路の占用許可について、開始と終了の具体的な日付けを示す附款は条件ではなく、期限である。
- 5 妥当でない。行政行為の附款において、不作為義務を課すこともできる。

問題11 正解1 <弁明の機会の付与>

- 1 妥当である。前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる(行政手続法16条1項)。第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する(行政手続法31条)。
- 2 妥当でない。聴聞手続にある資料閲覧請求の規定は弁明の機会付与手続に準用されていない。
- 3 妥当でない。利害関係者による弁明書の閲覧請求に関する規定はない。
- 4 妥当でない。弁明書提出を受けた行政庁は当該弁明についての調査及び報告書作成しなければならないとの規定はない。
- 5 妥当でない。弁明書提出後に新たな事情が生じたときに弁明書の再提出を求めるとの規定はない。

問題12 正解4 <行政手続法(総合)>

- ア 妥当でない。勧告は、命令を行う前に執られる弁明の機会の付与のための通知に該当しない。

- イ 妥当である。行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない（行政手続法35条1項）。
- ウ 妥当でない。行政指導の中止等の求めで問題となる行政指導は、法令に違反する行為の是正を求める行政指導である（行政手続法36条の2第1項）。必要な措置をとるべきことを命ずる本件勧告はそれに当たらない。
- エ 妥当である。行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない（行政手続法14条1項本文）。
- 以上より妥当なものはイとエとなり、正解は4となる。

問題13 正解2 <申請に対する処分>

- 1 妥当でない。申請に対する拒否処分の際、法が定める一定の場合（法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるとき）を除いて理由を示す必要がある。なお、法が定める一定場合には申請者の求めがあったときその理由を示せば足りる（行政手続法8条1項）。
- 2 妥当である。行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない（行政手続法9条1項）。
- 3 妥当でない。申請に対する処分についての処分基準を定めるとの規定はない。
- 4 妥当でない。申請拒否の際に意見陳述のための手続きをとる必要はない。
- 5 妥当でない。行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない（行政手続法7条）。

問題14 正解1 <行政不服審査法（総合）>

- 1 妥当である。法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる（行政不服審査法10条）。
- 2 妥当でない。前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる（行政不服審査法12条2項）。
- 3 妥当でない。審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかななければならない（行政不服審査法17条）。
- 4 妥当でない。多数人が共同して審査請求をしようとするときは、3人を超えない総代を互選することができる（行政不服審査法11条1項）。このように複数人が共同して審査請求をすることはできない。
- 5 妥当でない。法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作为（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作为についての審査請求をすることができる（行政不服審査法3条）。

問題15 正解3 <審査請求と再調査の請求>

- ア 妥当でない。行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる（5条1項本文）。
- イ 妥当である。行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第二条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない（行政不服審査法5条1項）。
- ウ 妥当である。前項本文の規定により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。一 当該処分につき再調査の請求をした日（第六十一条において読み替えて準用する第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して三月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合、二 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合（行政不服審査法5条2項）。
- エ 妥当でない。再調査の請求をした日の翌日から起算して三月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合、再調査の決定を経なくても審査請求できる（5条2項）。再調査の請求が棄却されたときみなされる訳ではない。
- 以上より、妥当なものはイとウとなり、正解は3となる。

問題16 正解5 <教示>

- 1 妥当でない。行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない（行政不服審査法82条2項）。
- 2 妥当でない。行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない（行政不服審査法82条1項）。このように口頭での教示は認められていない。
- 3 妥当でない。前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない（行政不服審査法82条3項）。
- 4 妥当でない。審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない（行政不服審査法22条1項）。
- 5 妥当である。行政庁が前条の規定による教示をしなかった場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる（行政不服審査法83条1項）。

問題17 正解1 <抗告訴訟の対象>

- 1 妥当である。関税定率法に基づく税関長の通知に処分性があるというのが判例である（最判昭54.12.25）。
- 2 妥当でない。道路交通法に基づく交通反則金納付の通告に処分性はないというのが判例である（最判昭57.7.15）。
- 3 妥当でない。簡易水道事業の水道料金を一般的に改訂する本件改正条例は、抗告訴訟の対象となる行政処分にはあたらないというのが判例である（最判平18.7.14）。
- 4 妥当でない。還付通知をすべき旨の請求に対してされた拒否通知は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるとというのが判例である（最判平17.4.14）。
- 5 妥当でない。都市計画法に基づく都市計画決定としてなされる工業地域指定は、行政処分にあたらないというのが判例である（最判昭57.4.22）。

問題18 正解5 <出訴期間>

- 1 妥当でない。取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない(14条2項)。
- 2 妥当でない。「そして、本件処分は、本件通知書をもって通知されたものであるところ、本件記録によれば、本件通知書には本件開示請求に対する応答として一部を開示する旨明示されていることが明らかである上に、また、前記2(2)エの事実によれば、本件通知書には本件各文書に記録された個人情報のうち本件処分において不開示とされた部分を特定してその理由が示されているというのである。そうすると、被上告人は、本件通知書が同人を代理する弁護士の下に到達した平成24年10月15日をもって本件処分のあったことを現実知ったものということができ、…」(最判平28・3・10)。
- 3 妥当でない。行訴法14条1項の出訴期間の定めは、無効等確認訴訟に準用されていない。
- 4 妥当でない。処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前2項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知った日から6箇月を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない(14条3項)。
- 5 妥当である。処分が個別の通知ではなく告示をもって多数の関係権利者等に画一的に告知される場合には、「処分があつたことを知った日」とは告示があつた日をいうと解するのが相当である（最判平14.10.24）。

問題19 正解3 <処分差止めの訴え>

- ア 妥当でない。差止めの訴えは、一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるため他に適当な方法があるときは、この限りでない(37条の4第1項)。
- イ 妥当である。重大な損害を生ずるおそれがあると認められるためには、処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではなく、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要する（最判平24.2.9）。
- エ 妥当である。取消訴訟判決の対第三者効力の規定は差止めの訴えには準用されていない。
- オ 妥当でない。差止めの訴えの提起があつた場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決

がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずること（以下この条において「仮の差止め」という。）ができる(37条の2第2項)。

以上より、妥当なものはイとエとなり、正解は3となる。

問題20 正解4 <国家賠償法1条>

ア 妥当でない。立法の内容が憲法の一義的文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合には違法の評価を受ける（最判昭60.11.21）。このように国会議員の立法行為について国賠法上の違法に該当する場合があるとの判例があるので、立法行為が「公権力の行使」に該当するとの前提にたったものと思われる。

イ 妥当である。行政指導については、任意性を超えるレベルの指導について違法な公権力の行使と認められた判例がある（最判平5.2.18）。また、情報提供についても、市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは公権力の違法な行使にあたるとする判例がある（最判昭56.4.14）。

ウ 妥当でない。公務員が職務執行の意思を持たず私的な目的のためになした違法行為については、その外形が職務執行の形をしていれば、行政主体の賠償責任は成立する。

「同条は公務員が主観的に権限行使の意図をもってする場合にかぎらず自己の利をはかる意図をもってする場合でも、客観的に職務執行の外形を備える行為をしてこれによって他人に損害を加えた場合には、国又は公共団体に損害賠償の責めを負わしめてひろく国民の権益を擁護することをもって、その立法の趣旨とするものと解すべき・・・」（最判昭31.11.30）。

エ 妥当である。ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取扱いも分かれています、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合に、公務員がその一方の見解を正当と解しこれに立脚し公務を遂行したときは、後にその執行が違法と判断されたからといって、直ちに、上記公務員に過失があったものとするのは相当でない（最判平16.1.15）。

以上より、妥当なものはイとエとなり、正解は4となる。

問題21 正解4 <国家賠償法（総合）>

1 妥当でない。消防署職員の消火活動が不十分なため残り火が再燃して火災が発生した事案は失火責任法の適用はある（最判昭53.7.17）。よって、消火活動に関して公務員に重過失があった場合、国家賠償法の適用の問題となる。

2 妥当でない。国又は公共団体の公権力の行使に当たる複数の公務員が、その職務を行うについて、共同して故意によって違法に他人に加えた損害につき、国又は公共団体がこれを賠償した場合において、当該加害公務員は、国又は公共団体に対し、各自は連帯して求償債務を負う（最判令2.7.14）。

3 妥当でない。市町村が設置する学校の教諭につき、当該教諭の給与を都道府県が負担する場合において、当該教諭がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に生徒に損害を与えたときは、当該教諭の給与を負担する都道府県は、学校の設置主体である当該市町村に対して求償することができる（最判平21.10.23）。

4 妥当である。補助金を交付している立場の者であっても、費用を負担する者と同等も若しくはこれに近い費用を負担していて、実質的には事業を共同で執行していると認められるもので、当該営造物の瑕疵による危険を効果的に防止できる者については、賠償責任を負う（最判昭50.11.28）。

- 5 妥当でない。国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人（被害者）に被害を生ぜしめた事案においては、それらの一連の行為を組成する各行為のいずれもが国又は同一の公共団体の公務員の職務上の行為にあたる場合、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任が成立するためには、被害者において、当該事案における加害行為とそれを行った者を特定しなくてよい（最判昭57.4.1）。

問題22 正解5 <条例の適法性>

- 1 妥当である。ため池の破損等の原因となる堤とうの使用行為は憲法、民法の保障する財産権行使の埒外にあることから、これを条例をもって禁止し、処罰の対象にしても憲法および法律に抵触するものとはいえない（最大判昭38.6.26）。
- 2 妥当である。条例によって刑罰を定める場合には、法律の授権が相当な程度に具体的であり、限定されておればたりると解するのが正当である。そうしてみれば、地自法2条3項7号及び1号のように相当に具体的な内容の事項につき、同法14条5項のように限定された刑罰の範囲内において、条例をもって罰則を定めることができるとしたのは、憲法31条の意味において法律の定める手続きによって刑罰を科するものといえることができる（最大判昭37.5.30）。
- 3 妥当である。暴走族追放条例は、その規制対象が本来的な意味における暴走族及びその類似集団による集会に限定されると解されることから、憲法21条1項、31条に反するとはいえない（最判平19.9.18）。
- 4 妥当である。「本件条例は、保険料率算定の基礎となる賦課総額の算定基準を明確に規定した上で、その算定に必要な上記の費用及び収入の各見込み額並びに予定収納率の推計に関する専門的及び技術的な細目にかかる事項を、Y2の合理的な選択にゆだねたものであり、また上記見込み額等の推計については、国民健康保険事業特別会計の予算及び決算の審議を通じて、議会による民主的統制が及ぶものといえることができる。
- そうすると、本件条例が、8条において保険料率算定の基礎となる賦課総額の算定基準を定めた上で、12条3項において、Y2に対し、同基準に基づいて保険料率を決定し、決定した保険料率を告示の方式により公示することを委任したことをもって、法81条に違反するということはできず、また、これが憲法84条の趣旨に反するということもできない。」（最大判平18.3.1）。
- 5 妥当でない。集団行進および集団示威行為における交通秩序の維持を目的とする条例は、道路交通法と矛盾抵触はないので、憲法31条に違反しない（最大判昭50.9.10）。

問題23 正解2 <知事と議会の関係>

- 1 妥当でない。普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる（180条1項）。
- 2 妥当である。普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から10日以内に理由を示してこれを再議に付することができる（176条1項）。
- 3 妥当でない。前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する（176条2項）。
- 4 妥当でない。前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない（179条4項）。このように

議会が知事がなした専決処分を承認しなくても、当該処分無効になるわけではない。

- 5 妥当でない。議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があつたときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う(178条2項)。

問題24 正解2 <国又は都道府県の関与>

- ア 妥当である。各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる(245条の5第1項)。
- イ 妥当でない。各大臣は、その担任する事務に関し、市町村の次の各号に掲げる事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該各号に定める都道府県の執行機関に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができる。
- 一 市町村長その他の市町村の執行機関(教育委員会及び選挙管理委員会を除く。)の担任する事務(第一号法定受託事務を除く。次号及び第三号において同じ。) 都道府県知事
- 二 市町村教育委員会の担任する事務 都道府県教育委員会
- 三 市町村選挙管理委員会の担任する事務 都道府県選挙管理委員会(245条の5第2項)。
- ウ 妥当でない。都道府県知事が市町村に対して是正の要求をするには各大臣の指示が必要である(245条の5第2項)。
- エ 妥当である。各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる(246条の7第1項)。
- 以上より、妥当なものはアとエとなり、正解は2となる。

問題25 正解3 <建築に関わる紛争>

- 1 妥当でない。東京都建築安全条例に基づく安全認定を先行処分とする建築確認の取消訴訟において、当該安全認定について裁判所が審査できるのは、重大かつ明白な瑕疵があり無効か否かに限定されていない(最判平21.12.17)。
- 2 妥当でない。「建築主が行政指導に不協力・不服従の意思を表明している場合には、当該建築主が受ける不利益と右行政指導の目的とする公益上の必要性とを比較衡量して、右行政指導に対する建築主の不協力が社会通念上正義の観念に反するものといえるような特段の事情が存在しない限り、行政指導が行われているとの理由だけで確認処分を留保することは、違法である」(最判昭60.7.16)。つまり、確認済み証の不交付が適法とされる場合は当該申請者がそれにつき任意に同意をしているものと明確に認められる場合に限られない。
- 3 妥当である。建築確認処分の取消訴訟をしている間に、当該建物の工事が完了してしまった場合、訴えの利益は消滅する(最判昭59.10.26)。
- 4 妥当でない。本件確認の取消訴訟を地方公共団体に対する損害賠償請求に変更することは相当である(最決平17.6.24)。

- 5 妥当でない。建築主事による当該計画に係る建築確認は、例えば、当該計画の内容が建築基準関係規定に明示的に定められた要件に適合しないものであるときに、申請書類の記載事項における誤りが明らかで、当該事項の審査を担当する者として他の記載内容や資料と符号するか否かを当然に照合すべきであったにもかかわらずその照合がされなかったなど、建築主事が職務上通常払うべき注意をもって申請書類の記載を確認していればその記載から当該計画の建築基準関係規定への不適合を発見することができたにもかかわらず、その注意を怠って漫然とその不適合を看過した結果、当該計画につき建築確認を行ったと認められる場合に、国賠法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である（最判平25.3.26）。

問題26 正解4 <行政機関情報公開法>

- 1 妥当でない。開示請求にかかる行政文書に個人に関する情報が含まれている場合、当該個人情報加工した情報を記載した新たな別の行政文書を作成し、その交付を求めることができるとの規定はない。
- 2 妥当でない。この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - 二 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項に規定する特定歴史公文書等
 - 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く（2条2項）。このように行政文書であるためには決裁、縦覧を経たものである必要はない。
- 3 妥当でない。何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第1項第4号及び第5号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる（3条）。このように開示を求めることができるのは「何人も」となっているのだから外国に居住する外国人も含まれる。
- 4 妥当である。行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。
- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。（5条1号本文）。
- 5 妥当でない。行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない（6条1項）。このように、不開示情報が含まれている場合、開示請求者の求めに応じて当該部分を除いた情報の概要を記載し

た新たな別の文書を作成・交付しなければならないのではない。

<民法>

問題27 正解3 <行為能力>

- 1 正しい。補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。(17条3項)。
- 2 正しい。後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない(19条1項)。
- 3 誤り。被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。
 - 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。(13条1項6号)。
- 4 正しい。制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない(21条)。
- 5 正しい。制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする(20条2項)。

問題28 正解3 <任意代理と法定代理>

- ア 妥当でない。後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する(859条1項)。このように後見人は被後見人の財産に関する法律行為について代理権を持っているのだから、被後見人の特定の財産行為についてのみ代理行為を行うのではない。
- イ 妥当である。後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する(105条)。
- ウ 妥当である。代理権は、次に掲げる事由によって消滅する。
 - 一 本人の死亡
 - 二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと(111条1項)。このように本人死亡は代理権消滅原因だが、代理に関する規定は任意規定ゆえ、本人の死亡でも代理権消滅しないとの合意があればそれに従うことになる。
- エ 妥当でない。民法112条の表見代理における基本代理権は任意代理であるのが原則である。
- オ 妥当でない。制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない(102条)。
- 以上より、妥当なものはイとウとなり、正解は3となる。

問題29 正解5 <即時取得>

- ア 妥当でない。即時取得の規定は取引行為によって動産を取得した場合に適用される(民法192条)。相続による取得は取引行為による取得でない。よって、Aは即時取得できない。
- イ 妥当でない。即時取得は動産の譲渡人無権利という瑕疵を治癒するものである。譲渡人が制限行為能力者であったという瑕疵は治癒されない。
- ウ 妥当でない。登録済みの自動車は即時取得できないが未登録の自動車は即時取得できる。

エ 妥当である。本件において、Aが動産丁の占有を取得したのは指図による占有移転方法による。そして、指図による占有移転であっても即時取得できると解されている。よって、他の要件が揃っている本件においてAは丁を即時取得する。

オ 妥当である。占有改定による占有取得では即時取得できない。よって、占有改定による占有移転がなされた場合、その後に現実に動産の引渡しを受けた時点で即時取得成立となる。よって、即時取得の要件を満たしているかの判断も現実の引渡し時点でなされることになる。

以上より、妥当なものはエとオとなり、正解は5となる。

問題30 正解5 <物権相互の優劣関係と対抗要件>

1 妥当でない。契約解除をした者と解除後に解除の対象物を取得した者との優劣は先にその物の対抗要件を取得したかにかかっている。よって、本件において解除後の取得者(第三者)の方が解除権者よりも先に対抗要件を具備したので解除権者(A)は、解除後の取得者(C)に対して甲の返還を求めすることはできない。

2 妥当でない。同一の動産について特別の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、次に掲げる順序に従う。この場合において、第二号に掲げる動産の保存の先取特権について数人の保存者があるときは、後の保存者が前の保存者に優先する。

一 不動産の賃貸、旅館の宿泊及び運輸の先取特権

二 動産の保存の先取特権

三 動産の売買、種苗又は肥料の供給、農業の労務及び工業の労務の先取特権(330条1項)。

このように動産保存の先取特権が売買の先取特権に優先する。

3 妥当でない。先取特権と動産質権とが競合する場合には、動産質権者は、第330条の規定による第一順位の先取特権者と同一の権利を有する(334条)。よって、動産質権と動産売買の先取特権とでは、動産質権が優先する。

4 妥当でない。先取特権は、債務者がその目的である動産をその第三取得者に引き渡した後は、その動産について行使することができない(333条)。ここで引渡しは占有改定による引渡しも含む。

5 妥当である。本件売買に所有権留保特約がなされているので、代金支払いのない本件ではBは甲の所有権を取得できず、結果、Gも甲の所有権を取得できない。

問題31 正解2 <債権譲渡>

1 妥当である。債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる(468条1項)。

2 妥当でない。債権が二重に譲渡され、どちらの譲受人も対抗要件を備え、その通知が債務者のもとへ同時に到達した場合、どちらの譲受人も債権を譲り受けたことを債務者に対抗できる。よって、債務者は同順位の対抗要件を具備した譲受人Cの存在を理由に弁済を拒むことはできない(最判昭55.1.11)。

3 妥当である。滞納処分としての債権差押えの通知と確定日付のある右債権譲渡の通知の第三債務者への到達の先後関係が不明であるために、第三債務者が債権者を確知することができないことを原因として右債権額に相当する金員を供託した場合において、被差押債権額と譲受債権額との合計額が右供託金額を超過するときは、差押債権者と債権譲受人は、公平の原則に照らし、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を案分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得するものと解するのが相当である。債権が二重に譲渡され、どちらの譲受人も対抗要件を備え、その通知が債務者のもとへ同時に到達した場合に債務者が本件債権につき弁済供託をした場合、各債権者本件

債権全額につき供託金の還付を請求できない（最判平5.3.30）。

- 4 妥当である。債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる（469条1項）。
- 5 妥当である。債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様とする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。
 - 一 対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権
 - 二 前号に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権債務者は、対抗要件具備時まで譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる（469条2号）。

問題32 正解2 <連帯債務>

- 1 妥当でない。第一の弁済者が事後通知を怠り、第二の弁済者が事前通知を怠った場合、第一の弁済が有効となる。
- 2 妥当である。他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる（443条1項前段）。
- 3 妥当でない。連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する（439条1項）。
- 4 妥当でない。第438条、第439条第1項及び前条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う（441条）。つまり、連帯債務者の一人に対してなされた免除の効果は他の連帯債務者に及ばない。
- 5 妥当でない。連帯債務者の一人に対して債務の免除がされ、又は連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、第442条第1項の求償権を行使することができる（445条）。

問題33 正解3 <消費貸借>

- ア 妥当でない。書面とする消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる（587条の2第2項）。
- イ 妥当である。金銭消費貸借契約の借主が、利息の支払を含む貸金返還債務を新しい消費貸借契約の目的とすることを貸主と合意したときは、これにより新たな消費貸借契約が成立するが、旧契約に付された利息の約定が利息制限法の上限利率を超過する場合には、その限りで当該新たな消費貸借契約は無効となる。
- ウ 妥当でない。貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない（589条1項）。
- エ 妥当である。前条第一項の特約の有無にかかわらず、貸主から引き渡された物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる（590条2項）。

オ 妥当でない。当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる(591条1項)。

以上より、妥当なものはイとエとなり、正解は3となる

問題34 正解4 <不当利得>

- 1 妥当でない。占有者が民法194条に基づき支払った代価の弁償があるまで盗品等の引渡しを拒むことができる場合には、占有者は、右弁償の提供があるまで盗品等の使用収益を行なう権限を有すると解するのが相当である(最判平12.6.27)。
- 2 妥当でない。解除によつて売買契約が溯及的に効力を失う結果として、契約当事者に該契約に基づく給付がなかつたと同一の財産状態を回復させるためには、買主が引渡を受けた目的物を解除するまでの間に使用したことによる利益をも返還させる必要がある(最判昭51.2.13)。
- 3 妥当でない。不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない。ただし、不法な原因が受益者についてのみ存したときは、この限りでない(708条)。
- 4 妥当である。民法708条の「不法な原因のために給付をした」とは登記建物の場合だと登記移転を終えたことを意味する(最判昭46.10.28)。本件では登記移転が完了していないというのだから、未だ708条の給付は終わっていない。
- 5 妥当でない。AがBから右の金銭を受領するにつき悪意又は重大な過失がある場合には、Aの右金銭の取得は、被騙取者たるCに対する関係においては、法律上の原因がなく、不当利得となるものと解するのが相当である(最判昭49.9.26)。

問題35 正解3 <認知>

- 1 正しい。成年の子は、その承諾がなければ、これを認知することができない(782条)。
- 2 正しい。父は、胎内に在る子でも、認知することができる。この場合においては、母の承諾を得なければならない(783条1項)。
- 3 誤り。認知は、出生の時にさかのぼつてその効力を生ずる。ただし、第三者が既に取得した権利を害することはできない(784条)。
- 4 正しい。認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができない(785条)。
- 5 正しい。子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴えを提起することができる。ただし、父又は母の死亡の日から三年を経過したときは、この限りでない(787条)。

<商法・会社法>

問題36 正解1 <交互計算>

- 1 誤り。交互計算は、商人間又は商人と商人でない者との間で平常取引をする場合において、一定の期間内の取引から生ずる債権及び債務の総額について相殺をし、その残額の支払をすることを約することによって、その効力を生ずる(529条)。
- 2 正しい。当事者が相殺をすべき期間を定めなかったときは、その期間は、6箇月とする(531条)。
- 3 正しい。当事者は、債権及び債務の各項目を記載した計算書の承認をしたときは、当該各項目について異議を述べることができない。ただし、当該計算書の記載に錯誤又は脱漏があつたときは、この限りでない(532条)。
- 4 正しい。相殺によって生じた残額については、債権者は、計算の閉鎖の日以後の法定利息を請求することができる(533条1項)。

- 5 正しい。各当事者は、いつでも交互計算の解除をすることができる。この場合において、交互計算の解除をしたときは、直ちに、計算を閉鎖して、残額の支払を請求することができる(534条)。

問題37 正解5 <発起人>

- 1 誤り。株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない(会社法26条1項)。
- 2 誤り。発起人のうち出資の履行をしていないものがある場合には、発起人は、当該出資の履行をしていない発起人に対して、期日を定め、その期日までに当該出資の履行をしなければならない旨を通知しなければならない(36条1項)。第一項の規定による通知を受けた発起人は、同項に規定する期日までに出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利を失う(36条3項)。
- 3 誤り。株式会社の成立の時における現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額(定款の変更があった場合にあっては、変更後の価額)に著しく不足するときは、発起人及び設立時取締役は、当該株式会社に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う(52条1項)。このように、てん補責任を負うのは発起人と取締役であって引受人ではない。
- 4 誤り。株式会社を設立する場合には、次に掲げる事項は、第26条第1項の定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。
- 三 株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称(28条3号)。
- このように「株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称」は定款記載事項ゆえ、株式会社設立まで決定すれば良いという物ではない。
- 5 正しい。第65条 第57条第1項の募集をする場合には、発起人は、第58条第1項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後、遅滞なく、設立時株主(第50条第1項又は第102条第2項の規定により株式会社の株主となる者をいう。以下同じ。)の総会(以下「創立総会」という。)を招集しなければならない(65条1項)。

問題38 正解5 <取締役会>

- 1 正しい。取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
- 五 第676条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項(362条4項五号)。
- 2 正しい。取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- 二 取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき。(356条1項二号)。
- 3 正しい。取締役会は、各取締役が招集する。ただし、取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めたときは、その取締役が招集する(366条1項)。
- 4 正しい。前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない(369条2項)。
- 5 誤り。取締役会の決議に参加した取締役であって第3項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する(369条5項)。

問題39 正解4 <監査役・監査役会>

- 1 正しい。会計監査人設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない(327条3項)。
- 2 正しい。監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、監査役が2人以上ある場合において、第373条第1項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、監査役の互選によって、監査役の中から特に同条第2項の取締役会に出席する監査役を定めることができる(383条1項)。
- 3 正しい。公開会社でない株式会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）は、第381条第1項の規定にかかわらず、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる(389条1項)。
- 4 誤り。監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない(390条3項)。
- 5 正しい。取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が監査役の全員に対して監査役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査役会へ報告することを要しない(395条)。

問題40 正解3 <株券>

- ア 誤り。株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない(130条1項)。株券発行会社における前項の規定の適用については、同項中「株式会社その他の第三者」とあるのは、「株式会社」とする(同条2項)。つまり、株券発行会社における対第三者株式譲渡対抗要件は株券所持となる。
- イ 正しい。株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない。ただし、自己株式の処分による株式の譲渡については、この限りでない(128条)。
- ウ 正しい。株券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、株券発行会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 三 譲渡による当該株券に係る株式の取得について株式会社の承認を要することを定めたときは、その旨（会社法216条3号）。
- エ 誤り。株券発行会社の株主は、当該株券発行会社に対し、当該株主の有する株式に係る株券の所持を希望しない旨を申し出ることができる(217条1項)。前項の規定による申出は、その申出に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。この場合において、当該株式に係る株券が発行されているときは、当該株主は、当該株券を株券発行会社に提出しなければならない（同条2項）。第1項の規定による申出を受けた株券発行会社は、遅滞なく、前項前段の株式に係る株券を発行しない旨を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない（同条3項）。第2項後段の規定により提出された株券は、第3項の規定による記載又は記録をした時において、無効となる（同条5項）。
- オ 誤り。株券を喪失した者は、法務省令で定めるところにより、株券発行会社に対し、当該株券についての株券喪失登録簿記載事項を株券喪失登録簿に記載し、又は記録すること（以下「株券喪失登録」という。）を請求することができる(223条)。株券喪失登録（抹消されたものを除く。）がされた株券は、株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過した日に無効となる（228条1項）。このように株券を無効とする手続として公示催告・除権判決という制度はとられていない。
- 以上より、正しいものはイとウとなり正解は3となる。

法令等（多肢選択式）

<憲法>

問題41 正解 ア：5（生存） イ：10（身体への侵襲） ウ：19（個人の尊厳） エ：13（立法目的）

<行政事件訴訟法 旧優生保護法意違憲判決>

旧優生保護法により強制不妊手術を受けた被害者に対して国に損害賠償を命じた最高裁判決からの出題。判決文を知らなくても文章の前後関係から空欄を埋めることができた。

イ 不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす（イ）であるから、不妊手術を受けることを強制することは、上記事由に対する重大な制約にあたる

↓

以上の文脈より、イには「身体への侵襲」がはいる

ア 憲法13条は、人格的（ア）に関わる重要な権利として、自己の意思に反して（イ 身体への侵襲）を受けない自由を保障しているところ

↓

以上の文脈より、アには「生存」がはいる

ウ 「すべて国民は、個人として尊重される。」との憲法13条前段の文言より、ウには「個人の尊厳」が入ることが予想できる。

エ 本件規定の（エ）は、・・・立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえない・・・その文脈より、エには「立法目的」が入る

<行政法>

問題42 正解 ア：3（対象事項） イ：6（目的） ウ：19（矛盾抵触） エ：16（地方の実情）

<行政法総論 徳島市公安条例事件>

徳島市公安条例事件判決からの出題

この判決の以下の部分（条例と法令の関係）は有名なので受験生なら勉強しているはず。

だから、アとイとウは埋まるはず。

「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない。」

エ 「それぞれの普通地方公共団体において、その（エ）に応じて、別の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法と条例との間には」との文脈より、エには「地方の実情」が入ることが予想できる。エは難しいかもしれない。

問題43 正解 ア：4（公法上の法律関係） イ：11（棄却すべきもの） ウ：20（確認判決）

エ：15（有効適切）

<行政事件訴訟法 在外邦人国民審査権訴訟>

在外邦人国民審査権訴訟からの出題である。判例を知らなくても、文章の前後関係から解答可能な問題。

ア 「次回の最高裁判所裁判官国民審査において審査権を行使することができる地位にあることの確認を求める」との部分よりアには「公法上の法律関係」が入る。

イ 「請求は理由がなく、（イ）である。との部分より、請求（訴え）に理由がない場合の判決は棄却ゆえ、イには「棄却すべきもの」が入る。

ウ 確認を求めるものであると解され、当該訴えにおいてウが確定した場合、国会において、裁判所がした違憲である旨の判断が尊重されるものと解される。

↓

「確認の訴えの（ウ）が確定した場合、国会において違憲である旨の判断が尊重される」との文脈から（ウ）には「確認判決」が入る。

エ 文章の前後関係からエに「有効適切」を入れるのは難しかったかもしれない。

法令等（記述式）

<行政法>

問題44 <行政事件訴訟法（裁決固有の瑕疵）>

<解答例>

委員の除斥規定に違反したことを主張して、Y市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起すべき。

(45字)

審査請求の際に審査に加わってはいない者が含まれていたという瑕疵(建築基準法82条)を理由にY市を被告とした裁決取消訴訟を提起すべき事例。

書く内容はそれ程難しくないが、40字程度でまとめるのに苦労したかもしれない。

<民法>

問題45 <夫婦の日常家事に関する代理権>

<解答例>

夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信じるにつき正当の理由がある場合。

(42字)

夫婦互いに日常家事に関して相手を代理する法定代理権を持つ。では、夫婦の一方が日常家事でない事項について、他方を代理して法律行為を行った場合、表見代理の規定で相手方を保護できないか問題となる。この点、最高裁は、当該法律行為が日常家事の範囲内の行為であると相手方が過失なく信じたのなら、110条の規定の趣旨を類推適用するとの判断を下している。その点を書く必要があった。難しい問題である。

民法761条 夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。

問題46 <事務管理>

<解答例>

事務管理の継続規定を根拠に継続しなければならない。また、有益な費用として償還請求できる。

(44字)

事務管理の事例問題。事務管理者には、管理行為の継続義務があることと管理に関する有益費用の償還請求ができることの2点を書く必要があった。内容は難しくないが、40字程度でまとめるのに苦労したかもしれない。

民法700条 管理者は、本人又はその相続人若しくは法定代理人が管理をすることができるに至るまで、事務管理を継続しなければならない。ただし、事務管理の継続が本人の意思に反し、又は本人に不利であることが明らかであるときは、この限りでない。

民法702条1項 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。

基礎知識

<一般知識>

問題47 正解2 <日本の住民投票>

- 1 妥当でない。2001年7月29日、上尾市がさいたま市と合併することの可否を問う住民投票が行われた。
- 2 妥当である。住民投票条例には、投票すべき課題に関してその都度制定される個別型と、将来に備えてあらかじめ住民投票の手続等を定めておく常設型がある。
- 3 妥当でない。2025年7月20日、愛知県豊橋市で、新しいアリーナを含む多目的屋内施設の建設や運営に関する事業を巡り、「中止」か「継続」かを問う住民投票が開票された。
- 4 妥当でない。1996年8月4日、巻町（現在の新潟市西蒲区）において、東北電力による巻原子力発電所の建設の賛否を問う住民投票がなされた。
- 5 妥当でない。大阪都構想は、日本維新会が進めている。国会の議決ではない。

問題48 正解2 <日本の政党と政治>

- ア 妥当でない。政党交付金の交付の対象となる政党は、国会議員5人以上を有する政治団体国会議員を有し、又は、前回の衆議院議員総選挙の小選挙区選挙若しくは比例代表選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員通常選挙の選挙区選挙若しくは比例代表選挙で得票率が2%以上の政治団体である。なお、法人格を取得していない政党には交付されない。
- イ 妥当である。この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする(政治資金規制法1条)。
- ウ 妥当でない。田中角栄内閣は連立政権ではない。
- エ 妥当である。鳩山内閣は2009年9月成立の民主党、社会民主党、国民新党の連立内閣である。
- オ 妥当である。なお、民主党は、2014年12月の第47回衆議院議員総選挙で民主党は「マニフェスト」方式を採用した。

問題49 正解3

- 1 妥当でない。江戸時代に米公方と呼ばれた将軍は綱吉ではなく8代将軍吉宗である。
- 2 妥当でない。米騒動は、大正7年(1918)8月富山県の漁民・主婦などが米の移出禁止と安売りを求めて行動にでたのが始まり。
- 3 妥当である。1942年制定の食糧管理法に基づいて食糧管理制度が実施された。米・麦などの主要食糧について国が管理する。1995年の新食糧法(正称「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」)の施行に伴い廃止された。
- 4 妥当でない。1995年11月1日の新食糧法施行によって、食管法は廃止され、コメの価格や生産、流通などで政府規制が大幅に緩和され、市場原理が導入されることになった。
- 5 妥当でない。2025年の備蓄米の放出は我が国が行った。

問題50 正解2

- 1 妥当である。GATT(関税および貿易に関する一般協定)は1947年に署名された国際的な貿易協定。WTOとは、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果1994年に設立が合意され、1995年1月1日に設立された国際機関。
- 2 妥当でない。日本はTPPを離脱していない。なお、APECとは(Asia-Pacific Economic Cooperation)、アジア太平洋(環太平洋地域)経済協力を目的とする非公式協議体である。1989年発足。当初は日本も加盟していたが、現在では離脱している。
- 3 妥当である。セーフガードとは、GATT第19条、WTOセーフガード協定に基づき、輸入急増による国内産業への重大な損害の防止のために認められている緊急措置。わが国でも関税定率法(第9条等)に規定されている。
- 4 妥当である。非関税障壁は、輸入許可制度や貿易制限措置等などの形で現れる。
- 5 妥当である。相殺関税制度とは、輸出国の補助金を受けた輸入貨物に対し、国内産業保護のために補助金額の範囲内で割増関税を課す制度。アンチダンピング措置とは、輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出(ダンピング輸出)が、輸入国(日本)の国内産業に被害を与えている場合に、その価格差を相殺する関税を賦課できる措置。

問題51 正解3

- 1 妥当である。なお、価格が下がれば(需要量増加)、右下がりの曲線となる。
- 2 妥当である。つまり、ある商品の価格の変動と需要の増減を数値化したものと言える。需要の価格弾力性が高い商品としては「贅沢品」や「娯楽品」、低い商品としては「生活必需品」を例に挙げることができる。
- 3 妥当でない。機会費用とは何かを選択した場合、選択しなかった方をもし選んだなら得たであろう利益を意味する。
- 4 妥当である。経済学における理想的な市場モデルであると解されている。
- 5 妥当である。市場の失敗とは、市場メカニズムがうまく機能しないため、資源の最適な配分が達成されない状態を意味する。独占・寡占、外部性、公共財、情報の非対称性などが原因で発生する。

問題52 正解5

- 1 妥当である。女性参政権運動は平和的な団体と過激な手段を採用する団体があった。第一次世界大戦後の1918年、国民代表法成立により、30歳以上の女性の国政選挙における選挙権が実現することになった。
- 2 妥当である。1969年6月28日、ニューヨークの「ストーンウォール・イン(Stonewall Inn)」というゲイバーに警察の「手入れ」(抜き打ち捜査)が入り、その後に起きた小競り合いをきっかけとして暴動に発展した。これを「ストーンウォールの反乱」という。
- 3 妥当である。花を身につけて性暴力に抗議する社会運動をフラワーデモという。2019年4月11日に始まった。
- 4 妥当である。国際連合の女性差別撤廃委員会は、2024年10月29日、国連女性差別撤廃条約の実施状況に関する第9回日本政府報告書に対し、総括所見を発表した。ここで女性が婚姻後も旧姓を保持できるよう夫婦の姓の選択に関する法律を改正することを勧告した。
- 5 妥当でない。事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを

理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない(9条3項)。

＜諸法令＞

問題53 正解5 <行政書士法＞

ア 妥当である。行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告(14条1号)。

イ 妥当である。行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

二 二年以内の業務の停止(14条2号)。

ウ 妥当でない。行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

三 解散(14条の2第1項3号)。

エ 妥当でない。行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

三 業務の禁止(14条3号)。

次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

六 第14条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者(2条の2第6号)。

日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。

一 第2条の2第二号から第四号まで又は第六号から第八号までに掲げる事由のいずれかに該当するに至つたとき。(7条1項1号)。

以上より、妥当でないものはウとエとなり、正解は5となる。

問題54 正解2 <戸籍法＞

ア 妥当でない。出生の届出は、14日以内(国外で出生があつたときは、3箇月以内)にこれをしなければならない(49条1項)。

イ 妥当である。届書には、次の事項を記載しなければならない。

一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別(49条2項一号)。

ウ 妥当でない。届書には、次の事項を記載しなければならない。

二 出生の年月日時分及び場所(49条2項2号)。

エ 妥当である。医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会つた場合には、医師、助産師、その他の者の順序に従つてそのうちの一人が法務省令・厚生労働省令の定めるところによつて作成する出生証明書を届書に添付しなければならない(49条3項本文)。

オ 妥当である。子の名には、常用平易な文字を用いなければならない(50条1項)。

以上より、妥当でないものはアとウとなり、正解は2となる。

<情報通信>

問題55 正解3

- 1 妥当である。生成AIによってディープフェイクが作成されることもある。
- 2 妥当である。著名人や公人以外の人も偽の動画を作成されることで被害を及ぼすことがある。
- 3 妥当でない。ディープフェイク (deepfake) は深層学習 (ディープラーニング) を使用して、2つの画像や動画の一部を結合させ元とは異なる動画を作成する技術を意味する。
- 4 妥当である。詐欺などの犯罪行為に利用される場合もある。
- 5 妥当である。ディープフェイクは、写真や動画の他、音声データとして作成されるものである。

問題56 正解1

- 1 妥当でない。SNS型投資詐欺の被害者の年齢層は、60代が最も多く、次いで50代が多い。
- 2 妥当である。インターネット上に著名人の名前・写真を悪用した嘘の投資広告を出したり、「必ずもうかる投資方法を教えます」などとメッセージを送るなどして、SNSに誘導し、投資に関するメッセージのやりとりを重ねて被害者を信用させ、最終的にネットバンキングなどの手段により金銭等を振り込ませるといった手法がとられる。
- 3 妥当である。投資詐欺は著名人に成りすました広告をきっかけになされることが多いことから、本人の公式アカウントなどで情報を確認する必要がある。
- 4 妥当である。詐欺の手段として、存在しない架空の暗号資産への投資勧誘が行われることがある。
- 5 妥当である。振込先として個人の口座が指定されたり、振込先の口座が頻繁に変わることがある。

<個人情報保護>

問題57 正解5

- 1 妥当でない。このような制度は規定されていない。
- 2 妥当でない。個人情報保護法に課徴金の制度は規定されていない。
- 3 妥当でない。個人情報保護委員会はマイナンバーカード交付の事務を行ってはいない。
- 4 妥当でない。委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる（156条）。委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる（157条）。委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる（158条）。委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる（159条）。
- 5 妥当である。委員会は、第4章（第五節を除く。次条及び第151条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる（146

条1項)。

<文章理解>

問題58 正解4 空欄補充問題。

きちんとする方向へといろんな改革が進んでいる

↓

それによって生活がより(窮屈)になっている

秩序から外れるもの

だらしのないもの

↓

逸脱を取り締まって

以上より、正解は4となる

問題59 正解4 空欄補充問題

「I」 → つまり、科学は一つの文化

↓

そこから自然観、人間観を生み出す(ウ)

モーツァルトもベートーヴェンも演奏をしていました。

↓

本来なら音楽も作曲家が演奏者でもある(オ)

以上より、4が正解となる

問題60 正解1 空欄補充問題

急いで仕入れる商品の数を増やさなければ。

↓

すぐに売り切れになってお客さんが騒ぎ出す(1)

よって正解は1となる。